

陸 中 海 岸 国 立 公 園
管 理 計 画 書

平 成 1 5 年 3 月

環 境 省 自 然 環 境 局
(東 北 地 区 自 然 保 護 事 務 所)

目 次

第1 基本方針	1
1. 管理計画改定方針	1
2. 管理計画区設定方針	2
3. 管理計画区の概要	2
第2 北部地域管理計画区	3
1. 地域の概要	3
2. 管理の基本的方針	3
(1) 保護に関する方針	3
(2) 利用に関する方針	3
(3) 特徴的な保全対象に関する方針	4
3. 風致景観の管理に関する事項	6
(1) 許可、届出等取扱方針	6
(2) 公園事業取扱方針	11
(3) 取扱に留意すべき地区とその取扱方針	16
4. 地域の開発整備に関する事項	16
(1) 自然公園施設	16
(2) 一般公共施設	21
5. 土地及び事業施設の管理に関する事項	21

(1) 国有財産の管理	21
(2) その他の土地又は事業施設の管理	22
6. 利用者の指導に関する事項	22
(1) 自然解説に関する事項	22
(2) 利用者の規制	22
(3) 利用者の安全対策	23
7. 地域の美化修景に関する事項	23
(1) 美化清掃計画	23
(2) 修景緑化計画	23
第3 南部地域管理計画区	24
1. 地域の概要	24
2. 管理の基本的方針	24
(1) 保護に関する方針	24
(2) 利用に関する方針	24
(3) 特徴的な保全対象に関する方針	24
3. 風致景観の管理に関する事項	27
(1) 許可、届出等取扱方針	27
(2) 公園事業取扱方針	31
4. 地域の開発整備に関する事項	37
(1) 自然公園施設	37
(2) 一般公共施設	41

5. 土地及び事業施設の管理に関する事項	41
(1) 国有財産の管理	41
(2) その他の土地又は事業施設の管理	41
6. 利用者の指導に関する事項	42
(1) 自然解説に関する事項	42
(2) 利用者の規制	42
(3) 利用者の安全対策	43
7. 地域の美化修景に関する事項	43
(1) 美化清掃計画	43
(2) 修景緑化計画	43
関係資料－1 申請書の進達及び指令書交付ルート	44
関係資料－2 一般公共事業施設整備との調整	45
関係資料－3 陸中海岸国立公園のあゆみ	46

第1 基本方針

1. 管理計画改定方針

陸中海岸国立公園は、北上山地の東端にあたり、南は宮城県の気仙沼市から北は岩手県の久慈市に至る、南北 180kmに及ぶ海岸線に沿って帯状に指定されており、太平洋に面した豪壮な断崖美と繊細な海食崖景観を有する公園である。

地形的には成因の異なる2つの部分から構成されている。すなわち、宮古市以北の海岸は典型的な隆起海岸で海成段丘を形成し、高さ 50～180mにおよぶ大規模な断崖と岩礁景観が連続している。一方、宮古市より南は陸地の沈降によってできた典型的なリアス式海岸で、外洋に長く突き出た半島や岬とこれらに抱かれた湾や入江で形成されている。

北上山地の一部である本地域の地質は古生層を基盤としているが、多くの箇所では花崗岩、石英粗面岩、安山岩等の火成岩類が貫入し複雑な岩相を呈している。また、中生代白亜紀の地層が田野畑海岸、田老・宮古海岸、碁石海岸等でみられ、化石に富む。

植生は、碁石海岸以南のクロマツ林を除くと、アカマツ林を主とする自然林であるが、海流の影響を受け北方系と南方系の植物を見ることができる。

動物は、哺乳類については、広大な北上山地に連続しているため、カモシカ、シカ等の大型動物が、鳥類については、海岸の断崖や岩礁地、孤島等に繁殖するウミネコ、クロコシジロウミツバメ、ミサゴ等が特筆される。また、透明度の高い海では、ウニ、ホヤ、アワビ、アイナメ、メバル等を始め豊富な磯の生物及び海洋動物が見られ、陸、海ともに自然性の高い地域である。

公園利用としては、断崖、岩礁、岩門、海食洞、潮吹穴といったダイナミックな海成段丘及び海食崖景観と、自然性の高い陸域の海岸に生息・生育している動植物等を探勝するのが主な利用形態となっている。

また、陸域だけでなく、海上からこれら連続した海岸景観をより効果的に探勝することができる観光船が就航しているところもあり、かなりの利用がある。

利用動線としては、三陸海岸を南北に縦断する国道45号線及び昭和59年に開通した三陸鉄道等の幹線があり、公園内の主要利用地点には、これらから分岐して到達することになるが、リアス式海岸の発達した南部地域においては到達性が必ずしもよくないところもある。

このような特性を有する陸中海岸国立公園の管理計画を以下の理由により、今般改定するものである。

- (1) 「国立公園管理計画に定める規準」が、行政手続法第5条に規定する「審査基準」として位置付けられたことに対応する。
- (2) 管理計画作成要領の改正に伴う既管理計画書の組み換え及び字句の訂正を行う。
- (3) 平成12年の公園計画の変更（第1次点検）に対応する。

2. 管理計画区設定方針

陸中海岸国立公園の地形的成因、景観特性、行政区域及び公園管理体制等から、次の2つの管理計画区に区分する。(別添図面参照)

(1) 北部地域管理計画区

岩手県久慈市

〃 九戸郡野田村

〃 下閉伊郡普代村

〃 〃 田野畑村

〃 〃 岩泉町

〃 〃 田老町

〃 宮古市

〃 下閉伊郡山田町

にかかる公園区域 (2市3町3村)

(2) 南部地域管理計画区

岩手県上閉伊郡大槌町

〃 釜石市

〃 大船渡市

〃 陸前高田市

宮城県本吉郡唐桑町

〃 気仙沼市

にかかる公園区域 (4市2町)

3. 管理計画区の概要

各管理計画区の概要は別添図面のとおりである。

第2 北部地域管理計画区

1. 地域の概要

本管理計画区は、山田町以北久慈市までの、いわゆる「海のアルプス」と呼ばれる典型的な隆起海岸からなる海成段丘の続く地域である。大規模な断崖と岩礁の続く海岸線には、ウミネコ、ウミウ等の海鳥のコロニーや、ハヤブサ、ミサゴなどの猛禽類が数多く生息し、透明度の高い青い海、海岸線を覆う緑色のアカマツ林等により我が国を代表する優れた海岸景勝地であり、豊かな自然を構成している。また、昔から漁業が主たる産業であり、数多くの漁港が整備されている。

このような地域を採勝するため、本地域には、浄土ヶ浜をはじめ、真崎、北山崎、黒崎、北侍浜等の主要利用地点があり、公園施設が整備されている。また、地域全体で約518万人（平成12年）の利用者が訪れている。

2. 管理の基本的方針

(1) 保護に関する方針

地域の特性及び現況にかんがみ、風致景観の保護と適正な公園利用を促進するため本管理計画区を次の方針に沿って管理する。

- ア 本管理計画区の自然景観と、生息・生育する動植物の保護を基本に、調和のとれた公園利用を促進する。
- イ 特色ある景観・自然現象（断崖、海食洞、岩門、岩礁、潮吹穴及び海成段丘とそれを覆う海岸植生）、海鳥等の繁殖地及び渡来地、特異な地形、地質、地層、化石産地等については重点的に保護を図る。

(2) 利用に関する方針

- ア 宮古国民休暇村、浄土ヶ浜、田老、船越、普代の各集団施設地区は、公園利用の拠点として、ふさわしい風致の維持と適切な利用を促進するため計画的な施設整備を進める。
- イ 園地、野営場等の単独施設及び歩道等の利用施設については、大部分の計画地において既に整備済みである。しかし、それらの施設の中には老朽化してきたものがあるので、今後は利用状況等を十分点検の上、地区の特性を生かした再整備計画を作成し、これに基づき施設の改修及び再整備に努める。
- ウ 公園利用の適正化を図るため、地域の実情に応じて自動車の乗り入れ規制等の措置を講じる。
- エ 本管理計画区内に生息、生育する豊富な生物相とふれあえる質の高い国立公園を目指す。
- オ 地域の環境を保持するため、地元清掃団体等により利用者の集中する地区の園地等公共施設を中心に美化清掃を徹底する。

(3) 特徴的な保全対象に関する方針

地域内の特徴的な保全対象（自然景観、動植物、化石産地等）と、その取扱方針は次のとおりである。（図－1、図－2参照）

地区名	保全対象及び取扱方針
<p>1 <small>こそで</small> 小袖海岸 (第2種特別地域)</p>	<p>保全対象：海食崖、海食洞 取扱方針：自然の造形ともいべき「つりがね洞」、「かぶと岩」等の奇岩が連なる。これらの海食崖、海食洞のある海岸線を保全していく。 また、この海岸沿いには、県道が通っており、小袖地区の生活道路となっている。海食崖はもろく落石、崩壊の危険があるので、自然海岸に調和する落石防護柵やロックネット、又はトンネル等の施設により交通の安全を確保する。</p>
<p>2 <small>とふがうら</small> 十府ヶ浦 (第3種特別地域)</p>	<p>保全対象：規模の大きな砂浜、ハマナス等の海浜植生 取扱方針：砂浜海岸の少ない陸中海岸の中で、高田松原と並ぶ規模の大きな砂浜である。海水浴等の砂浜利用も盛んであることから、公園利用に配慮しつつ、砂浜の維持を図る。 また、ハマナス等の海浜植物群落が近年減少傾向にあるので、ハマナスの咲く海岸の復元を目指して増殖方策について関係機関とともに検討する。</p>
<p>3 <small>くろさき きたやまざき</small> 黒崎～北山崎 (特別保護地区、第1種特別地域)</p>	<p>保全対象：豪壮な断崖、シロバナシャクナゲ群落 取扱方針：豪壮な隆起海岸の断崖が続き、他に代え難い景観地であるので、厳正に保護する。公園計画に基づく利用施設以外の工作物の設置や現状を変更するような行為は極力排除する。なお、北方系植物のシロバナシャクナゲの貴重な群生地となっているが、近年数が少なくなってきたので保護対策について関係機関とともに検討する。</p>
<p>4 <small>らが</small> 羅賀海岸 (特別保護地区)</p>	<p>保全対象：白亜紀化石産地 取扱方針：日本の代表的白亜紀化石を産する海岸として、学術的にも貴重であるので、厳正に保護する。調査研究以外の現状を変更するような行為は極力排除するとともに、解説板の設置等により、公園利用者等の自然学習スポットとして活用を図る。</p>
<p>5 <small>うのす</small> 鵜ノ巣断崖 (第2種特別地域)</p>	<p>保全対象：豪壮な断崖、海鳥の繁殖地 取扱方針：高さ150mにも及ぶ垂直に切り立つ豪壮な断崖が連続</p>

地区名	保全対象及び取扱方針
	<p>し、岩棚はウミウ、ハヤブサ等の恰好の営巣地となっている。崖の上の海成段丘上は、アカマツの大径木の美林となっている。これらの良好な自然環境の保全に努める。</p> <p>なお、断崖上は真下の海岸を見下ろす好展望地であるため、多くの利用者が訪れているが、平成6年12月の地震でかつての展望地の一部が崩落した。</p> <p>事故防止及び安全確保に留意し、公園利用に支障がないようにする。</p>
<p>6 <small>もし くまのはな</small> 茂師、熊ノ鼻 (第2種特別地域)</p>	<p>保全対象：海食崖、恐竜化石</p> <p>取扱方針：茂師地区の公園区域界近くで、大型陸生恐竜マメンチザウルスの仲間「モシリユウ」の上腕骨の化石が発見された。大型恐竜の化石が、日本で最初に発見された地区であり、化石の宝庫でもあることから、化石、地質等研究の場として貴重なところである。このため熊ノ鼻の海食崖景観とともに貴重な化石産地としても保全を図る。</p>
<p>7 <small>さかべ</small> 佐賀部海岸 (特別保護地区)</p>	<p>保全対象：海食崖、海食洞、海鳥繁殖地</p> <p>取扱方針：隆起海岸特有の海食崖が切り立ち、それらの岩腹にえぐられた海食洞が織りなす男性的な海岸美と、岩上で繁殖するウミネコ、ウミウ等の海鳥集団繁殖地が特別保護地区に指定されており、今後も厳正に保護する。近年、ウミネコ等の海鳥たちの集団繁殖地が移動しつつあり、本地区からは減少しているため、今後その推移の把握に努めるとともに、必要に応じて保全対策を検討する。</p>
<p>8 <small>ひでしま しおふきあな</small> 日出島、 潮吹穴 (特別保護地区、 第1種特別地域)</p>	<p>保全対象：海鳥集団繁殖の島、特異な自然現象</p> <p>取扱方針：日出島は、クロコシジロウミツバメ、オオミズナギドリの集団繁殖地として特異な島である。特にクロコシジロウミツバメの繁殖地としては、西太平洋では唯一の場所とされているので、学術調査研究以外は原則として上陸しないよう（立入禁止）関係者を指導する。最近、オオミズナギドリがクロコシジロウミツバメの営巣地域に侵入しつつある。また、オオミズナギドリはクロコシジロウミツバメより大きな巣を地面に掘るので植生破壊の原因となり、裸地化が進行している。今後、営巣環境等の調査研究を行い、クロコシジロウミツバメの保護及び植生の保全対策を検討する。</p> <p>日出島対岸の崎山海岸にある潮吹穴は、海岸の岩の割</p>

地区名	保全対象及び取扱方針
	<p>れ目から波の圧力により潮が噴き上がる特異な自然現象を見せてくれる。海岸沿いのアカマツ林の中を自然歩道が通っており、付近の海岸線も含めて保全を図る。</p>
<p>9 <small>じょうどがはま</small> 浄土ヶ浜 (特別保護地区、 第1種特別地域)</p>	<p>保全対象：石英粗面岩の白い岩と緑のアカマツ林 取扱方針：白い岩と、その上にあるアカマツの緑色の対照が作りだしている岬の景観は本公園のシンボルである。現景観を保全するため立ち入らないよう関係者を指導する。 また、海岸、背後地一帯は集団施設地区として各種利用施設が整備され、年間100万人以上の利用者が訪れるところである。安全で快適な利用環境を維持するため、岩場の崩壊、枯損木の有無等の現状を常に把握するとともに、必要に応じて剪定や植栽を行うことも検討する。</p>
<p>10 <small>ふなこしほんとう</small> 船越半島 (特別保護地区、 第1種特別地域、 第2種特別地域)</p>	<p>保全対象：ブナ等の天然林、タブノキ北限地 取扱方針：ブナの天然林が太平洋の海岸沿いにある地域として貴重などころである。また、海岸線はスケールの大きな海食崖を形成しており景観的にもすばらしい地区である。 公園利用形態は、自然歩道による散策が主である。 船越集団施設地区を始めとする船越半島南部、船越大島（通称タブの大島）及びオランダ島には、南方系の植物である照葉樹のタブノキが生育しており、北限地として貴重な存在となっている。船越半島のこれらの地域は、できる限り現状のまま保護する。</p>

3. 風致景観の管理に関する事項

(1) 許可、届出等取扱方針

特別地域及び特別保護地区内における各種行為については、自然公園法の行為許可申請に対する審査基準として、「国立公園の許可、届出等取扱要領」（平成15年3月31日付け環自国第130号。以下「許可、届出等取扱要領」という。）第5に規定するとおり、自然公園法施行規則第11条に規定する許可基準及び「自然公園法の行為の許可基準の細部解釈及び運用方法について」（平成15年4月1日付け環自国第133号。以下「細部解釈等」という。）において定める基準の細部解釈によるほか、下記の取扱方針によるものとする。

なお、普通地域内の要届出行為については、「国立公園普通地域内における措置命令等に関する処理基準」（平成13年5月28日付け環自国第212号）に基づき処理するとともに、下記取扱（規模に関するものを除く）を参考として風景の保護上適切な配慮がなされるよう指導するものとする。

行為の種類	地区	取扱方針
1 工 作 物 (1) 建 築 物	全 域	<p>①基本方針 建築物が風致景観を損なうことなく自然風景と一体となるよう留意する。</p> <p>②規模（建築面積、高さ、建ぺい率） 設置目的をかなえる範囲で極力小さくする。</p> <p>③デザイン、色彩、材料 以下の各要件に適合しないものは認めない。</p> <p>ア 屋根のデザイン 屋根のデザインは、切妻、寄棟等で軒のあるものとし、屋根勾配は、10分の3以上とすること。 陸屋根、片流れ、曲面屋根ではないこと。 陸屋根である既存建築物は増改築の際に、屋根のデザインを上記屋根形状とすること。ただし、上記屋根形状とすることが困難と認められる場合、傾斜パラペット（飾屋根）を設けるなど、屋根があるように見えるデザインとすること。 陸屋根以外のもので上記屋根形状に適合しない既存建築物の増改築のうち、上記屋根形状とすることが困難と認められる場合、公園利用者から望見されることのない場所に位置する場合、又は建築面積10平方メートル以下程度の小規模な建築物である場合は、屋根勾配及び屋根デザインについては、この限りではない。</p> <p>イ 色彩及び材料</p> <p>1) 屋根（飾屋根を含む。以下同じ。）の色彩 こげ茶色、黒色若しくは暗灰色のいずれかの色彩を用いること。ただし、周辺に位置する既存建築物の屋根の色彩が上記の色彩以外の場合は、それら色彩と調和した色彩を用いること。</p> <p>2) 壁面の色彩 茶色系、白色系若しくは灰色系のいずれかの色彩を用いることとし、屋根の色彩と調和した色彩を用いること。</p> <p>④付帯施設 以下の各要件に適合しないものは認めない。</p> <p>ア 駐車場、取付道路については、風致景観の保護上、支障のない範囲内において、建築物の収容力に見合った必要最小限の規模であること。</p>

行為の種類	地 区	取 扱 方 針
		<p>イ 外灯を設置する場合には、建築物のライトアップを目的とするものではないこと。</p> <p>⑤修景緑化 以下の各要件に適合しないものは認めない。 ア 公園利用施設から建築物が望見される場合には、建築物を隠蔽するため樹木による修景植栽を行うこと。 イ 修景植栽に用いる樹種は、現地産樹木と同様の種とすることとし、当該地の環境に適したものであること。</p> <p>⑥その他 以下の各要件に適合しないものは認めない。 ア 残土は、国立公園区域外に搬出し、適切に処理するものであること。ただし、当該国立公園内において許可を受けて行われる他の工事に流用する場合にあっては、この限りではない。 イ 支障木の伐採は、当該建築物の設置目的をかなえる範囲で、必要最小限とすること。なお、当該敷地内への移植も検討すること。</p>
(2) 道 路	全 域	<p>①基本方針 道路は、地形の改変が少ない線形とし、支障木の伐採を極力少なくして自然環境の保全に配慮する。</p> <p>②付帯施設 次のアからウの各号に掲げる付帯施設については、それぞれ各号に示す要件に適合しないものは認めない。 ア 法面擁壁は、自然石もしくは自然石を模したブロック等による石積擁壁、又は、同様の化粧張を施したコンクリート擁壁とする。 現場打ちコンクリート枠工は、枠内緑化を施すこと。 コンクリート吹付、モルタル吹付は、硬岩が露出し勾配が急な箇所において通行の安全を確保する上で他に適切な方法がない場合に限り施工することとし、その場合も可能な限り緑化を図るものであること。 ロックネット、ロックフェンスは、周囲の岩肌と調和するよう、こげ茶色、灰色のいずれかを用</p>

行為の種類	地 区	取 扱 方 針
		<p>いることとする。</p> <p>イ 交通安全柵は、ガードパイプ若しくはガードロープを基本とし、色彩はこげ茶色、灰白色のいずれかとする。ただし、既存交通安全柵の部分的な補修の場合は、この限りではない。</p> <p>ウ トンネル出入口は、自然石又は自然石に模した表面仕上とすること。</p> <p>③修景緑化方法 以下の要件に適合しないものは認めない。 法面は可能な限り緑化し、緑化には現地産と同種の植物を用いることとし、当該地の環境に適したものであること。</p> <p>④残土処理 以下の要件に適合しないものは認めない。 残土は、国立公園区域外に搬出し、適切に処理するものであること。ただし、当該国立公園内において許可を受けて行われる他の工事に流用する場合にあっては、この限りではない。</p>
(3) 電柱、鉄塔 アンテナ等	全 域	<p>①基本方針 ア 電力、電話線路の新築に当たって、特別保護地区及び第1種特別地域については地下埋設とする。 上記の区域以外であっても公園利用者の集中する重要な地域については、可能な限り地下埋設とする。 イ 電力、電話線は可能な箇所は共架とする。 ウ 広告物の掲出、設置は認めない。</p> <p>②規模、構造及び色彩 ア 高さ、本数は必要最小限とする。 イ 電力、電話柱等の色彩については、木柱及びコンクリート柱は素材の色若しくはこげ茶色、鉄柱等はこげ茶色若しくは灰白色のいずれかとする。</p>
(4) 自動販売機	全 域	<p>建築物の軒下や壁面に接して設置するとともに、色彩は壁面と調和したものであること。</p> <p>ただし、集団施設地区等、利用上重要で統一された景観形成が必要な地区以外に設置するもので、周辺の風致を乱さないよう小屋に収納する場合、あるいは色彩を周辺の風致と調和させる場合は、この限りでない。</p>

行為の種類	地 区	取 扱 方 針
2 木竹の伐採	全 域	<p>①基本方針 国有林及び民有林の施業については、「自然公園区域内における森林の施業について」（昭和34年11月9日国発第643号）及び「同(国立公園内の国有林施業に関する協議内容の了解事項)」（昭和48年8月15日環自企第516号）を基本として地域の風致に配慮した施業とする。</p> <p>②留意事項 利用地にある枯損木など、利用者の安全の確保が危惧されるもの及び展望の確保上支障のあるもの等の木竹の伐採については、利用の安全確保上必要最小限度の伐採範囲にとどめる。</p>
3 鉱物の掘採及び土石の採取	全 域	<p>地形、地質、化石等の調査研究を目的としたもの以外は許可しない。</p>
4 広告物等 (1) 指導標、案内板等	全 域	<p>①基本方針 風致景観への支障がないよう考慮するとともに、重複するものは整理統合し、破損又は老朽化したものは撤去する。 なお、案内標識等のデザインは「自然公園等事業に係る公共標識の整備指針」を参考とすること。</p> <p>②規模等 標識類の規模は過大にならないようにし、材料はできる限り木材、石材等の自然の素材を使用する。</p> <p>③色彩 自然の素材の色又はこげ茶の地に白文字とする。ただし、地図、写真等の表示を行う場合は、この限りではない。</p> <p>④留意事項 同一地区内における標識看板類については、デザイン及び色彩を統一させる。</p>
(2) 営業用 広告物	全 域	<p>営業地以外における広告及び看板（野立広告、電柱、鉄塔、アンテナ等掲示広告物等）は認めない。</p>
5 水面の埋立	全 域	<p>道路、漁港、港湾等の公共事業の整備のための埋立に限り認めるが、自然海岸を避けるなど、風致景観に及ぼす影響を極力小さくする。</p>

(2) 公園事業取扱方針

公園事業に関する取扱は、事業決定の内容及び「国立公園事業取扱要領」（平成15年3月31日環自国第131号。以下「事業取扱要領」という。）によるほか、次の事業の種類毎の方針に沿って取扱うものとする。

事業の種類	地 区	取 扱 方 針
1 道路（車道）	全 域	<p>①基本方針</p> <p>快適な公園利用及び交通の安全を確保するため、現道の改良、拡幅整備及び防災工事を進めるが、周囲の風致景観と調和するよう留意する。</p> <p>②その他</p> <p>付帯施設、修景緑化方法及び残土処理方法等については、（1）許可、届出等取扱方針の道路に関する取扱方針と同様とする。</p>
2 道路（歩道）	全 域	<p>①基本方針</p> <p>公園計画に基づく歩道は大部分が整備済みであるが、安全性の確保や利用性の向上の観点から、改良の必要性の高いものから計画的に再整備を行う。</p> <p>歩道の整備に当たっては、線形勾配は現地形の改変量が少ないものとし、浸食、踏圧等により荒廃が進んでいる箇所については植生復元のための対策を行うとともに、利用者の安全に配慮しつつ、自然に親しめるよう整備する。場合によっては、橋梁や付帯施設も充実させる。</p> <p>なお、案内標識等のデザインは「自然公園等事業に係る公共標識の整備指針」を参考とし、統一して充実を図るとともに、重複するものは整理統合し、破損又は老朽化したものについては、事業執行者が補修、撤去等の適切な管理を行う。</p> <p>②管理方針</p> <p>海釣り等の利用者による原動機付き車両等の歩道侵入については、他の利用者に危険を及ぼすとともに、路面及び周辺植生を荒廃させることが予想されるため、進入を認めないものとする。</p> <p>くずかご、吸いがら入れ等は、十分な管理と回収が可能な場所以外は設置しないこととし、投げ捨て防止のPR、ゴミ持ち帰り運動を推進する。</p>

事業の種類	地 区	取 扱 方 針
3 園 地	全 域	<p>①基本方針 海浜、樹林地、展望台等各地区の特性を十分考慮し、自然探勝、散策、ピクニック、風景観賞等、人と自然のふれあいが高まるよう園地の整備及び管理を行う。</p> <p>②付帯施設 休憩舎、展望施設、便所等の付帯施設は、利用面及び管理面を考慮して適正に配置する。規模、デザイン、色彩及び修景緑化方法等については、(1)許可、届出等取扱方針の建築物に係る方針と同様とする。 自然への理解を深め、利用の効果を高めるため、案内板、解説板、指導標等を設置する。 なお、案内標識等のデザインは「自然公園等事業に係る公共標識の整備指針」を参考とし、統一して充実を図るとともに、重複するものは整理統合し、破損又は老朽化したものについては、事業執行者が補修、撤去等の適切な管理を行う。</p> <p>③管理方針 危険箇所には防護柵、注意標識等を設置し、利用者の安全確保に努める。くずかご、吸いがら入れ等は、十分な管理と回収が可能な場所以外は設置しないこととし、投げ捨て防止のPR、ゴミ持ち帰り運動を推進する。また、草刈や清掃を定期的実施する。</p> <p>④その他 園地内に民間事業者の食堂、売店等がある場合は、地区全体の風致景観の質の維持、向上のため、それらの新築及び増改築に当たっては(1)許可、届出等取扱方針の建築物に係る方針と同様とする。</p>
4 宿 舎	全 域	<p>①基本方針 公園計画がある場合においては、旅館、ホテル及び民宿を公園事業として把握する。規模の大きなもの(収容力50人以上)については、特に把握するよう努める。</p> <p>②その他 規模、デザイン、色彩及び修景緑化方法等については、(1)許可、届出等取扱方針の建築物に係る方針と同様とする。</p>

事業の種類	地 区	取 扱 方 針
5 休 憩 所	全 域	<p>①基本方針 自然探勝、散策、ピクニック、風景観賞等、公園利用者の休憩又は飲食が快適に行えるように整備及び管理を行う。</p> <p>②付帯施設 園地、展望施設及び案内所等の付帯施設は、利用面及び管理面を考慮して適正に配置する。</p> <p>③管理方針 危険箇所には防護柵、注意標識等を設置し、利用者の安全確保に努める。くずかご、吸いがら入れ等は、十分な管理と回収が可能な場所以外は設置しないこととし、投げ捨て防止のPR、ゴミ持ち帰り運動を推進する。また、草刈や清掃を定期的実施する。</p> <p>④その他 規模、デザイン、色彩及び修景緑化方法等については、(1)許可、届出等取扱方針の建築物に係る方針と同様とする。</p>
6 野 営 場	全 域	<p>①基本方針 公園の自然に親しめる滞在拠点として整備し、適切な維持管理を行う。</p> <p>②付帯施設 付帯施設からの汚排水については、海域への影響を軽減するため、処理には十分配慮する。また、無秩序なテント設営や焚火を防止するため施設の配置を検討するとともに、案内、解説施設を充実させる。なお、野営場内の建築物及び道路の扱いについては、(1)許可、届出等取扱方針におけるそれぞれの方針と同様とする。</p> <p>③管理方針 海に面した野営場にあつては、津波の際の避難誘導を始め、安全面に配慮する。</p>
7 水 泳 場	全 域	<p>①基本方針 海面において公園利用者が快適に水泳等を行えるように整備及び管理を行う。</p> <p>②付帯施設 広場、園地及び休憩所等の付帯施設は、利用面及び管理面を考慮して適正に配置する。規模、デザイン、</p>

事業の種類	地 区	取 扱 方 針
		<p>色彩及び修景緑化方法等については、(1)許可、届出等取扱方針の建築物に係る方針と同様とする。</p> <p>③管理方針 危険箇所には防護柵、注意標識等を設置し、利用者の安全確保に努める。くずかご、吸いがら入れ等は、十分な管理と回収が可能な場所以外は設置しないこととし、投げ捨て防止のPR、ゴミ持ち帰り運動を推進する。また、草刈や清掃を定期的実施する。</p>
8 舟 遊 場	全 域	<p>①基本方針 ア 海面において公園利用者が快適に船遊びを行えるように整備及び管理を行う。 イ ボートの保有隻数は必要最小限とする。 ウ ボートの形状及び色彩は奇抜なものを避けることとする。</p> <p>②付帯施設 園地、休憩所及び案内所等の付帯施設は、利用面及び管理面を考慮して適正に配置する。規模、デザイン、色彩及び修景緑化方法等については、(1)許可、届出等取扱方針の建築物に係る方針と同様とする。</p> <p>③管理方針 危険箇所には防護柵、注意標識等を設置し、利用者の安全確保に努める。くずかご、吸いがら入れ等は、十分な管理と回収が可能な場所以外は設置しないこととし、投げ捨て防止のPR、ゴミ持ち帰り運動を推進する。また、草刈や清掃を定期的実施する。</p>
9 駐 車 場	全 域	<p>①基本方針 敷地造成の規模は、必要最小限とする。</p> <p>②付帯施設 園地、休憩所及び案内所等の付帯施設は、利用面及び管理面を考慮して適正に配置する。規模、デザイン、色彩及び修景緑化方法等については、(1)許可、届出等取扱方針の建築物に係る方針と同様とする。</p> <p>③管理方針 危険箇所には防護柵、注意標識等を設置し、利用者の安全確保に努める。くずかご、吸いがら入れ等は、十分な管理と回収が可能な場所以外は設置しないこととし、投げ捨て防止のPR、ゴミ持ち帰り運動を推進</p>

事業の種類	地 区	取 扱 方 針
		<p>する。また、草刈や清掃を定期的実施する。</p>
10 船舶運送施設	全 域	<p>連続的に変化する断崖、奇岩、奇石等の景観及び、ウミネコ、ウミウ等の野鳥の生態を、海側から探勝する有効な利用施設である。より利用効果を高めるようなコース、時間等の設定に配慮し、安全で快適な運航ができるように留意する。また、観光船からの眺望等に支障のないよう、就航コース周辺においては、風致景観の保護を図る。</p>
11 給水施設	全 域	<p>給水需要に対応した施設の拡充を図るものとする。</p>
12 博物展示施設	全 域	<p>①基本方針 地形、地質、動物、植物、歴史等に関し、公園利用者が容易に理解できるよう、解説活動又は実物標本、模型、写真、図表等を用いた展示を行うものとする。</p> <p>②付帯施設 広場、園地、休憩所等の付帯施設は、利用面及び管理面を考慮して適正に配置する。 自然への理解を深め、利用の効果を高めるため、案内板、解説板、指導標等を設置する。 なお、案内標識等のデザインは「自然公園等事業に係る公共標識の整備指針」を参考とし、統一して充実を図るとともに、重複するものは整理統合し、破損又は老朽化したものについては、事業執行者が補修、撤去等の適切な管理を行う。</p> <p>③管理方針 危険箇所には防護柵、注意標識等を設置し、利用者の安全確保に努める。くずかご、吸いがら入れ等は、十分な管理と回収が可能な場所以外は設置しないこととし、投げ捨て防止のPR、ゴミ持ち帰り運動を推進する。また、草刈や清掃を定期的実施する。</p> <p>④その他 規模、デザイン、色彩及び修景緑化方法等については、(1)許可、届出等取扱方針の建築物に係る方針と同様とする。</p>

(3) 取扱に留意すべき地区とその取扱方針

北部地域管理計画区内のうち、風致景観の管理上特に取扱に留意すべき地区とその取扱方針は次のとおりである。

地区名	取扱方針
1 月山山頂及び山麓 (第1種特別地域 第2種特別地域 第3種特別地域 普通地域)	月山は重茂半島北部にある標高456mの山で、重茂半島から田老にかけての海岸線の好展望地であるとともに、本公園随一の利用集中地である浄土ヶ浜の借景としても重要である。現在は山頂部のアンテナ程度しか人工物が望見されず、人為影響の少ない自然景観を保っているが、ここに大規模な工作物が設置されると浄土ヶ浜の景観に及ぼす影響は極めて大きいものがある。したがって、月山の山頂から山腹・山麓において、工作物の新增築、木竹の伐採、広告物の設置等を行う場合には、浄土ヶ浜集団施設地区からの見え方に極力配慮し、視認される場所においては高さ、色彩、形状等景観に十分配慮する。
2 四十八坂 (第2種特別地域)	J R山田線と国道45号線が並行して走っており、車窓から船越湾、船越大島等を眺めることのできる場所である。この車窓からの展望を確保するため、国道から海側には、原則として工作物の設置を認めない指導方針とする。また、本地区は、鉄道と国道と海岸線という面的な広がり少ない地区であるので、通過型の利用形態として展望園地の施設整備を行ってきており、今後においてもその範囲にとどめる。

4. 地域の開発整備に関する事項

(1) 自然公園施設

A 集団施設地区

各集団施設地区の利用形態及びそれに基づく公園利用施設の整備方針は次のとおりである。

集団施設地区名	利用形態及び施設整備方針
1 普 代	黒崎と呼ばれる一帯に園地、宿舎、野営場等の各種施設が整備された主要利用拠点である。北山崎に近く、北方には夏期に観光船が発着する太田名部港があるが、普代羅賀線車道（県道岩泉平井賀普代線）を経由して訪れる利用者の景観観賞が主な利用形態となっている。

集団施設地区名	利用形態及び施設整備方針
	<p>ア 隆起海岸である高度差 180mに及ぶ海食崖の段丘上にある本地区は、特に北部海岸段丘の展望にすぐれていることから、海食崖探勝の利用拠点とする。</p> <p>イ 利用者の休憩、自然探勝を促進し、また北山崎方面に整備されている自然歩道の利用など、滞在型の利用を促進する。</p> <p>ウ 園地、宿舎、野営場等が整備済みであるが、老朽化の進んでいる施設が見受けられ、利用動線も複雑であることから、地区内の施設のあり方を見直し適正な位置及び規模を検討の上、必要な施設を整備する。</p>
2 田 老	<p>細長く広がる地区内は沼の浜、真崎、三王の3つの整備計画区に分かれ、園地、宿舎、野営場等が昭和30年代より順次整備されている。沼の浜には野営場が整備され夏期には海水浴利用者が多い。真崎は原下展望台から海岸景観を觀賞する利用が中心である。三王には宿舎があるほか三王岩を間近に仰ぐことができる園路が主な利用施設となっている。</p> <p>ア 沼の浜野営場は、一部老朽化した施設の再整備を進める。また、同野営場前の駐車場等についても使いやすい施設とするため再整備を行う。</p> <p>イ 真崎園地では展望施設、公衆便所等が整備済みであるが、灯台まで含んだ広がりでの利用を促進するための新たな施設整備を検討する。</p> <p>ウ 三王岩近辺は園路等が整備されているため、宿舎を含めて一層の利用の促進を図る。老朽化した施設は必要性を検討の上、再整備する。</p>
3 宮古国民休暇村 <small>みやここくみんきゅうかむら</small>	<p>宮古市北方の姉ヶ崎及び中の浜地区において、昭和48年以来、環境省（庁）が直轄で施設整備を進めており、本公園の主要な滞在拠点となっているほか、ビジターセンターを中核とした自然教育活動の場としても重要である。</p> <p>ア （財）休暇村協会の経営する宿舎周辺及び中の浜野営場を中心に快適な滞在利用拠点として整備を進める。</p> <p>イ パークボランティアの活動も考慮し、ビジターセンターを核とする自然教育活動のための解説施設、あるいは園路、展望施設等の整備について検討する。</p>
4 浄土ヶ浜 <small>じょうどがはま</small>	<p>本公園で最も利用者の集中する地区で、観光船の発着地にもなっている。夏期には海水浴利用も多い。400人弱を収容する宿舎があるが、自家用車で訪れ比較的短時間で景観觀賞を楽しむ通過型</p>

集団施設地区名	利用形態及び施設整備方針
	<p>利用が中心となっている。</p> <p>ア 景観観賞、観光船の利用、宿泊等が主要利用形態である本地区の特性に配慮し、歩道、案内・解説施設等を充実させる。</p> <p>イ 4月～11月に安全確保のため実施されている一般車両の通行規制の際に主に利用される駐車場の収容力が不足しており、この打開策として環境省自然保護官事務所下の用地の活用を検討する。</p>
5 <small>ふなこし</small> 船越	<p>船越半島南西部に指定された集団施設地区で、昭和30～40年代に旧国民宿舎を中心に公園施設が整備され、駐車場、園地には一部国庫補助も導入されているが、全体的に施設の老朽化が進み、平成2年に宿舎の営業が停止されてからは釣人を除き地区を訪れる利用者は少ない。今後、整備方針については関係機関による調整を十分に行い、必要な施設を計画的に整備する。</p>

B 集団施設地区以外の利用地区

地区名	整備方針
田子の木地区	<p>褐色の岩塊が続く海岸景観を展望しながら休憩できるよう休憩所、展望台等の園地施設を整備し、防護柵等により安全性に留意する。</p>
北侍浜地区	<p>本地区の公園利用施設については次の方針に沿って取扱う。</p> <p>ア 野営場利用者が増加傾向にあり、現状で満員状態であるのでテントサイトの拡張等施設の再整備を行う。</p> <p>イ 宿舎を中心として、地区内施設の有機的連携を考慮し、将来宿舎北西側の平坦地の活用を検討する。</p> <p>ウ 海岸沿いに自然歩道が整備されているので、案内標識、解説板、リーフレット等の充実により利用効果を高め、日帰り利用のみならず滞在型利用への誘導を図る。</p>
白前地区	<p>漁港施設が見えないように工夫した展望施設を整備するとともに、桑畑麦生線道路（歩道）の利用を促進する案内機能を充実させる。</p>
麦生地区	<p>牛島や巖島神社の自然景観を生かした園地を整備する。桑畑麦生線道路（歩道）の起終点として、同歩道の利用を促進する案内</p>

地 区 名	整 備 方 針
	機能を充実させる。
十府ヶ浦地区	砂浜とクロマツ林の持つ十府ヶ浦の風致を損なわないよう野営場施設を整備する。
米田地区	主として海水浴利用者のための園地整備を行う。岩手県執行分の既存施設は老朽化が目立ち利用頻度も低いことから、再整備に当たっては必要な施設の内容、位置、規模等を十分検討する。
玉川地区	野営場については海側が崖地となっているので防護柵等により安全性を確保するとともに老朽化した施設の再整備を行う。
普代浜地区	海水浴利用中心の野営場として、シャワー室等の施設を充実させる。春秋のピクニック園地としての利用も考慮する。
七ツ森地区	北部陸中海岸の海岸段丘地形を見渡せる展望園地及び到達歩道の整備を行う。
北山崎地区	本公園を代表する海岸景観の展望地であり、北山崎線道路（歩道）が通過することから同歩道の利用を促進する案内施設等を充実させる。また、既設の案内休憩所を積極的に活用する。
弁天崎地区	断崖の続く海岸景観を展望する地区として休憩所、駐車場等が整備されている。北山崎線道路（歩道）の起終点として、同歩道の利用者のための案内機能を充実させるほか、地区を周回できる園路を整備する。
明戸浜地区	海岸部の親水性を高める園路、テラス、ベンチ等の園地施設のほか、既存の野営場施設についても老朽化したものの再整備等を進める。
鵜ノ巣地区	豪壮な海岸景観を展望しながら休息できるよう、園路、休憩所、駐車場等を整備する。また、自然解説施設を充実させる。
水尻崎地区	公園区域外のフィールドアスレチック等の施設と連携した園路、展望台等が整備されている。必要に応じて施設を拡充する。
小本浜地区	小本港の整備に伴う周辺環境の変化を考慮に入れて園地、野営場の整備を検討する。

地区名	整備方針
茂師地区	展望台、駐車場及び公衆便所が整備されている。熊の鼻を始めとする海岸景観を展望する園地として必要に応じて施設を拡充する。
月山山頂地区	重茂半島を始め、公園区域が広く見渡せ、隆起海岸の地形もよく分かる好展望地であることから、既存の展望施設等を再整備し、利用の促進を図る。また、月山線道路（車道）及び同道路（歩道）についても利用者の案内・利便等のために必要な施設整備を行う。
与奈地区	重茂半島の海岸と鮎山等の山地の景観を楽しむ園地を整備するほか、鮎ヶ崎線道路（歩道）の利用を考慮し、歩道利用者のための案内機能を充実させる。
鮎ヶ崎地区	灯台がランドマークとなっているが、広い岩棚を始め、人為の影響の少ない景観が保たれているため、人工的な印象を与える施設は極力作らず、歩道利用者の休息及び海岸景観の展望に必要な最小限の施設整備にとどめる。
姉吉地区	鮎ヶ崎線道路（歩道）の起終点に当たり、重茂半島の自然探勝において重要な滞在拠点である。歩道の案内施設のほか、既存野営場の老朽化施設の再整備を行う。
オランダ島地区	海水浴利用者に対応した施設整備を行う。同島は山田湾の点景として重要な要素となっていることから、施設の位置やデザイン、色彩には十分配慮する。
漣磯地区	船越半島線道路（歩道）が通過し、霞露ヶ岳への登山口でもあることから、休憩所等の必要な施設整備を行う。
四十八坂地区	国道45号線に沿った好展望地であり、駐車場及び休憩施設を充実させる。なお、国道から海側の展望を確保するため施設の位置や規模には十分留意する。

(2) 一般公共施設

① 地域の生活及び産業の基盤となる道路、漁港、海岸保全施設、治山等の事業と国立公園の計画との調整を有効かつ円滑に進めるために、県及び市町村の公共事業担当部局との間で事業の調整を実施する。

② 各公共事業は、次の施設の種類毎の方針に沿って取扱う。

ア 漁港施設

当該施設は、この地域の基盤産業である漁業と密接に関わるものであり、その必要性は理解されるが、海岸景観の保全に重大な影響を及ぼす施設であるので、施設の整備計画の決定及び事業実施に当たっては、次の点に留意して事前に十分な調整を行う。

(ア) 自然海岸又は海水浴等、現に利用が多い地域への計画区域拡張並びに事業実施は、必要最小限にとどめる。

(イ) 外郭防波堤、沖防波堤等については、設置に伴う潮流の変化等が予想される場合は、周辺の自然環境に支障が生じないよう留意する。

(ウ) 主要な利用拠点又は利用動線から望見される箇所については、特に景観配慮に留意する。

イ 港湾施設

前項の漁港施設の取扱方針に準ずる。

ウ 海岸保全施設

国土保全、災害防止等の公共性は理解されるが、海岸及び海浜景観の保全に広範囲にわたり重大な影響を及ぼすものであり、事業実施に当たっては、次の点に留意して事前に十分な調整を行う。

(ア) 事業実施の範囲は、原則として現に災害が発生した場所あるいは災害発生の危険性が高いことが資料等によって明らかにされた場所であること。

(イ) 必要最小限の規模であって、海浜景観の保全に配慮された工法、設計であること。

(ウ) 施設設置に伴い潮流の変化等が予想される場合は、周辺の自然環境に支障が生じないよう留意すること。

(エ) 海水浴等、現に利用者が多い地域にあつては、その利用に配慮された工法、設計であること。

5. 土地及び事業施設の管理に関する事項

(1) 国有財産の管理

宮古国民休暇村集団施設地区内の土地及び施設の清掃等日常的維持管理は、(財)休暇村協会の協力を得ており、今後とも同協会の協力の下にきめ細かい適正な管理を行う。

なお、同地区内にある宮古ビジターセンターの管理運営は、環境省、岩手県、宮古市、休暇村陸中宮古、宮古観光協会が組織している「宮古ビジターセンター運営協議会」が行っている。

(2) その他の土地又は事業施設の管理

県及び市町村等が整備した園地、駐車場、公衆便所、歩道等の公園利用施設の管理は、各事業執行者が実施しているが、施設の老朽化、破損等により設置目的を達成できず、利用環境を損なうことのないよう、また危険がないか定期的に施設の点検に努め、必要な措置を講じる。

なお、清掃等の管理は、各事業執行者が実施しているが、国立公園内の風致の維持と良好な利用環境の確保に有効であるので、今後とも地元の清掃団体等と協力して、管理の強化を図る。

6. 利用者の指導に関する事項

(1) 自然解説に関する事項

① 自然に親しむ運動

宮古ビジターセンターにおいては、春から秋にかけて自然観察会、クラフト教室等の行事を実施している。また、夏季の利用集中時期にはサブレンジャーを常駐させ、毎日観察会と公園利用案内を行っている。今後も同センターを中心として自然に親しむ運動を充実させる。

② ビジターセンターの運営

自然の紹介、解説をするための施設として昭和49年度に宮古国民休暇村集団施設地区内に「宮古ビジターセンター」が直轄施設として整備され、平成3年度には内装、展示等が改修され、平成9年にはハイビジョン施設が設置された。同センターの運営には「宮古ビジターセンター運営協議会」があたり、写真パネル、地形模型、マルチスライド等を介して自然の紹介、解説、公園の適正利用の普及教化を行っている。

③ パークボランティア活動

宮古地区においては平成2年度にパークボランティア制度を導入し活動してきた。今後とも関係機関と協力を図りつつ、活動メニューの充実や活動に対する支援を行い活動の活性化を図る。

(2) 利用者の規制

① 浄土ヶ浜自動車乗り入れ規制

現在、浄土ヶ浜第1駐車場から奥浄土ヶ浜を経て第3駐車場に至る区間において、4～11月の一般車両の通行を規制している。利用集中期の安全確保のために必要な措置であり、快適な公園利用を確保するため今後とも規制を継続する。

② 野営の規制

本地域における無秩序な野営は、植生の破壊、ゴミの散乱、営火による山火事の危険等の問題があるので、指定された野営場以外の場所においては、土地管理者及び関係機関の協力により禁止等の規制措置を図る。

③ 立売の規制

公園内における立売行為は、快適な利用を阻害し、利用者への不快の念を抱かせ、ゴミ処理、衛生管理上等の問題もあるので、土地所有者、各施設管理者、警察等と調整の上で必要な規制を行う。

④ 騒音の規制

国立公園にふさわしい快適な利用を阻害する騒音（営業施設及び遊覧船から発せられる音楽等）は利用者に不快の念を与える場合が多いので、音量や時間帯等について十分配慮するよう指導する。

(3) 利用者の安全対策

歩道、園地等利用施設においては施設管理者及び関係機関が協力して危険箇所の点検を定期的に行い、必要に応じて注意標識、安全確保のための施設を設置する等、快適で安全な公園利用を確保するため適切な措置を講じる。そのためには、自然公園指導員及び岩手県の委嘱する自然公園保護管理員等と連絡を密にし、各種機会を通じて現況の把握に努める。

7. 地域の美化修景に関する事項

(1) 美化清掃計画

国立公園内における美化清掃の必要性は、地域住民以外の公園利用者に起因し、しかも必要とする地域は清掃責務を明確にできない海岸地、山林、園地等の場所であることから、これらの業務は国・県・市町村及び地元関係業者が各々分担して行っている。本地域においては、このような方式で宮古市（岩手の国立公園をきれいにする会宮古支部）、田老町（同田老支部）及び田野畑村（同田野畑支部）において各地区の清掃業務や、クリーンキャンペーン等の普及啓発活動を行っている。しかし、美化清掃事業は支出に対する人件費の割合が高く、限られた予算の中で効率のよい事業活動が求められている。本来的にはゴミの発生を少なくすること、及びゴミの投棄をなくすことが肝要であるので、ゴミ持ち帰りのPRに努める。

(2) 修景緑化計画

- ① 自然景観に対する影響の軽減化と、利用の快適性を維持するため、建築物等の周辺には当該地域の自然環境に適した現地産の樹木と同種の樹木を植栽することを基本とする。
- ② 法面等、工事によって生じた裸地の処理は、3.（1）許可、届出等取扱方針の道路に係る修景緑化の項の取扱方針と同様とする。

第3 南部地域管理計画区

1. 地域の概要

本管理計画区は、岩手県大槌町以南宮城県気仙沼市までの典型的なリアス式海岸からなる地域である。外洋に長く突き出た半島や岬とこれに抱かれた穏やかな湾が連続する海岸線には、繊細な海食地形や湾奥に発達した砂浜、海岸線を覆うクロマツ、アカマツの自然林、タブノキ、トベラ、ヤブツバキ等の暖帯性植物等が見られ、変化に富んだ豊かな自然景観を構成している。また、海岸段丘や入江には、古くから漁村、集落が地形に順応して形成され、宮造りの民家やクロマツ、ヤブツバキの防風林等自然となじんだ特色ある人文景観が見られ、自然景観と一体をなしている。

このような地域を探勝するため本地域には、比較的到達性の良い碁石海岸をはじめ、浪板海岸、広田半島、唐桑半島、気仙沼大島等の主要利用地点があり、公園施設が整備されている。また、地域全体で約682万人（平成12年）の利用者が訪れている。

2. 管理の基本的方針

(1) 保護に関する方針

地域の特性及び現況にかんがみ、風致景観の保護と適正な公園利用を促進するため本管理計画区を次の方針に沿って管理する。

- ア 本管理計画区の自然景観の保護と、特色ある人文景観の保全を基本に、調和のとれた公園利用を促進する。
- イ 特色ある景観・自然現象（半島、岬の突端部、海食地形、海岸植生、潮吹穴等）、海鳥等の繁殖地及び渡来地、特異な地形、地質、化石産地等については重点的に保護を図る。

(2) 利用に関する方針

- ア 恵まれた自然の魅力を主体に地域の特性を生かした利用施設の整備を図り、活力ある公園づくりを進める。
- イ 自然探勝、自然学習及び野外レクリエーションの利用を充実させるため、利用拠点である集団施設地区（碁石海岸、気仙沼大島及び唐桑御崎）等の再整備に努める。
- ウ 地域の環境を保持するため、地元清掃団体等により利用者の集中する地区の園地等公共施設を中心に美化清掃を徹底する。

(3) 特徴的な保全対象に関する方針

地域内の特徴的な保全対象（自然景観、動植物、化石産地等）と、その取扱方針は次のとおりである。

地区名	保全対象及び取扱方針
1 <small>さんかんしま</small> 三貫島 (特別保護地区)	保全対象 : 海鳥繁殖地 取扱方針 : 三貫島は、オオミズナギドリ、ヒメクロウミツバメの繁殖地として重要な島であり、またタブノキを主とする自然林に覆われている等、植生的にも優れている島であるので学術調査研究目的以外は原則として上陸しないよう(立入禁止)関係者を指導する。
2 <small>こうべさき</small> 首崎 (第2種特別地域)	保全対象 : 海食崖、海岸植生・動物 取扱方針 : 太平洋に突き出た首崎先端部は、雄大な外洋、海食崖、半島等の絶好の展望台となっている。また、アカマツとハマギク、コハマギク、ハイビヤクシン等の海岸植物やホンシュウジカ、ツキノワグマ等の大型哺乳類、カモ類等の渡り鳥、オオワシ、ミサゴ、ハヤブサ等の猛禽類等が見られ、動物相も豊かな地区である。 自然性が高い地区であるため、これらの自然環境の保全に努める。
3 <small>ごいし</small> 碁石海岸 (第1種特別地域)	保全対象 : 海食崖、海食洞、クロマツ・アカマツ林 取扱方針 : 碁石海岸は、中生代白亜紀の砂岩と頁岩の互層からなり、これらが海食を受けて断崖、洞穴、洞門、水道等の変化に富んだ優れた海食崖景観を造り、背後のクロマツ・アカマツ林と相まって南部陸中海岸を代表する景勝地となっている。したがって、優れた海食崖景観を維持し、これと一体となる松林の保護育成を図る。
4 <small>あおまつしま つばきしま</small> 青松島・椿島 (特別保護地区)	保全対象 : 海鳥繁殖地、トベラ群落 取扱方針 : 椿島は、ウミネコの繁殖地として重要な島であり、また青松島は暖帯性常緑低木のトベラが自生し太平洋における北限に近い群落として分布上貴重な島であるので、学術調査研究目的以外は原則として上陸しないよう(立入禁止)関係者を指導する。
5 <small>たかだまつはら</small> 高田松原 (第2種特別地域)	保全対象 : 大規模な砂浜、クロマツ・アカマツ林 取扱方針 : 広田湾の湾奥に注ぐ気仙川により運ばれた砂と潮流とで形成された砂浜は、本公園では最も規模が大きい。砂浜の背後はクロマツ、アカマツが植栽され松林となっている。弓なりの砂浜と松林が一体となった白砂青松の地として名高い。この松林は、飛砂や高波の害か

地区名	保全対象及び取扱方針
	<p>ら背後にある田畑を守るため寛文7年（1667年）に植栽したのが始まりで、この植栽行為については現在でも先人の偉業として感謝されている。</p> <p>この貴重な人文景観の松林の保護育成を図るとともに、海水浴等の利用に配慮し、砂浜、汀線等の砂浜景観の保全に努める。</p>
<p>6 <small>おおがま はんぞう</small> 巨釜・半造 (第1種特別地域、 海中公園地区)</p>	<p>保全対象：海食崖、クロマツ林、岩礁、海中景観 取扱方針：本地区は、中生代三畳紀の石灰岩からなる特色ある海食崖、岩礁景観が見られる。特に、板状節理の巨岩（八幡岩）や石柱（折石）等奇岩の景観が見事で南部地域を代表する景勝地となっている。そのため、特色ある海食崖、岩礁景観を維持し、これと一体となる松林の保護育成を図る。</p> <p>また、巨釜と半造に挟まれた海域に海中公園地区が指定されている。海中景観は、ホンダワラ、スガモ等の海藻類が発達し、イソガニ類の多いのが特色となっている。良好な海中景観の保全に努める。</p>
<p>7 <small>おおまえみしま こまえみしま</small> 大前見島、 小前見島 (第1種特別地域、 海中公園地区)</p>	<p>保全対象：海中景観 取扱方針：気仙沼大島の南東に浮かぶ小島で、この周辺海域が海中公園地区に指定されている。海中景観は、ホンダワラ、スガモを主とする海藻類や貝類、磯魚が見られ、グラスボートによる利用がなされている。良好な海中景観を維持していく。</p> <p>また、島に上陸して自然観賞する者には、島内での食事・焚火を行わないよう指導する。</p>
<p>8 <small>くぐなりはま</small> 十八鳴浜 (第2種特別地域)</p>	<p>保全対象：鳴砂浜 取扱方針：気仙沼大島の東海岸に位置する小規模な砂浜で、90%以上の石英粒を含み、踏んで歩くと「キュッキュツ」と音がすることから“鳴り砂”として知られている。全国的にも分布が限られ、学術的にも貴重であるため保護を徹底する。また、鳴り砂は汚染に大変弱く、土、脂肪、でんぷん等が砂に混入すると鳴らなくなるほどデリケートなものとされているため、背後地からの土砂流入、周辺水域からの汚染に特に注意する。</p>

地区名	保全対象及び取扱方針
9 <small>いわいさき</small> 岩井崎 (第2種特別地域)	保全対象：石灰岩化石、海食洞 取扱方針：本公園の最南端にあり、古生代二畳紀の石灰石層にサンゴ類、フズリナ類等の下等動物の化石が見られることで有名である。また、石灰岩の海食洞から海水を高く吹き上げる“潮吹き”でも知られている。学術上また自然現象として貴重であるので、その保全に努める。

3. 風致景観の管理に関する事項

(1) 許可、届出等取扱方針

特別地域及び特別保護地区内における各種行為については、自然公園法の行為許可申請に対する審査基準として、「許可、届出等取扱要領」第5に規定するとおり、自然公園法施行規則第11条に規定する許可基準及び「細部解釈等」において定める基準の細部解釈によるほか、下記の取扱方針によるものとする。

なお、普通地域内の要届出行為については、「国立公園普通地域内における措置命令等に関する処理基準」（平成13年5月28日付け環自国第212号）に基づき処理するとともに、下記取扱（規模に関するものを除く）を参考として風景の保護上適切な配慮がなされるよう指導するものとする。

行為の種類	地区	取扱方針
1 工作物 (1) 建築物	全域	①基本方針 建築物が風致景観を損なうことなく自然風景と一体となるよう留意する。 ②規模（建築面積、高さ、建ぺい率） 設置目的をかなえる範囲で極力小さくする。 ③デザイン、色彩、材料 以下の各要件に適合しないものは認めない。 ア 屋根のデザイン 屋根のデザインは、切妻、寄棟等で軒のあるものとし、屋根勾配は、10分の3以上とすること。陸屋根、片流れ、曲面屋根ではないこと。 陸屋根である既存建築物は増改築の際に、屋根のデザインを上記屋根形状とすること。ただし、上記屋根形状とすることが困難と認められる場合、傾斜パラペット（飾屋根）を設けるなど、屋根があるように見えるデザインとすること。

行為の種類	地 区	取 扱 方 針
		<p>陸屋根以外のもので上記屋根形状に適合しない既存建築物の増改築のうち、上記屋根形状とすることが困難と認められる場合、公園利用者から望見されることのない場所に位置する場合、又は建築面積10平方メートル以下程度の小規模な建築物である場合は、屋根勾配及び屋根デザインについては、この限りではない。</p> <p>イ 色彩及び材料</p> <p>1) 屋根（飾屋根を含む。以下同じ。）の色彩 こげ茶色、黒色若しくは暗灰色のいずれかの色彩を用いること。ただし、周辺に位置する既存建築物の屋根の色彩が上記の色彩以外の場合は、それら色彩と調和した色彩を用いること。</p> <p>2) 壁面の色彩 茶色系、白色系若しくは灰色系のいずれかの色彩を用いることとし、屋根の色彩と調和した色彩を用いること。</p> <p>④付帯施設 以下の各要件に適合しないものは認めない。 ア 駐車場、取付道路については、風致景観の保護上、支障のない範囲内において、建築物の収容力に見合った必要最小限の規模であること。 イ 外灯を設置する場合には、建築物のライトアップを目的とするものではないこと。</p> <p>⑤修景緑化 以下の各要件に適合しないものは認めない。 ア 公園利用施設から建築物が望見される場合には、建築物を隠蔽するため樹木による修景植栽を行うこと。 イ 修景植栽に用いる樹種は、現地産樹木と同様の種とすることとし、当該地の環境に適したものであること。</p> <p>⑥その他 以下の各要件に適合しないものは認めない。 ア 残土は、国立公園区域外に搬出し、適切に処理するものであること。ただし、当該国立公園内において許可を受けて行われる他の工事に流用する場合にあっては、この限りではない。</p>

行為の種類	地 区	取 扱 方 針
		<p>イ 支障木の伐採は、当該建築物の設置目的をかなえる範囲で、必要最小限とすること。なお、当該敷地内への移植も検討すること。</p>
(2) 道 路	全 域	<p>①基本方針 道路は、地形の改変が少ない線形とし、支障木の伐採を極力少なくして自然環境の保全に配慮する。</p> <p>②付帯施設 次のアからウの各号に掲げる付帯施設については、それぞれ各号に示す要件に適合しないものは認めない。</p> <p>ア 法面擁壁は、自然石もしくは自然石を模したブロック等による石積擁壁、又は、同様の化粧張を施したコンクリート擁壁とする。 現場打ちコンクリート枠工は、枠内緑化を施すこと。 コンクリート吹付、モルタル吹付は、硬岩が露出し勾配が急な箇所において通行の安全を確保する上で他に適切な方法がない場合に限り施工することとし、その場合も可能な限り緑化を図るものであること。 ロックネット、ロックフェンスは、周囲の岩肌と調和するよう、こげ茶色、灰色のいずれかを用いることとする。</p> <p>イ 交通安全柵は、ガードパイプもしくはガードロープを基本とし、色彩はこげ茶色、灰白色のいずれかとすること。ただし、既存交通安全柵の部分的な補修の場合は、この限りではない。</p> <p>ウ トンネル出入口は、自然石又は自然石に模した表面仕上とすること。</p> <p>③修景緑化方法 以下の要件に適合しないものは認めない。 法面は可能な限り緑化し、緑化には現地産と同種の植物を用いることとし、当該地の環境に適したものであること。</p> <p>④残土処理 以下の要件に適合しないものは認めない。 残土は、国立公園区域外に搬出し、適切に処理するものであること。ただし、当該国立公園内において許可を受けて行われる他の工事に流用する場合に</p>

行為の種類	地 区	取 扱 方 針
		あつては、この限りではない。
(3) 電柱、鉄塔 アンテナ等	全 域	<p>①基本方針</p> <p>ア 電力、電話線路の新築に、特別保護地区及び第1種特別地域については地下埋設とする。上記の区域以外であっても公園利用者の集中する重要な地域については可能な限り地下埋設とする。</p> <p>イ 電力、電話線は可能な箇所は共架とする。</p> <p>ウ 広告物の掲出、設置は認めない。</p> <p>②規模、構造及び色彩</p> <p>ア 高さ、本数は必要最小限とする。</p> <p>イ 電力、電話柱等の色彩については、木柱及びコンクリート柱は素材の色若しくはこげ茶色、鉄柱等はこげ茶色若しくは灰白色のいずれかとする。</p>
(4) 自動販売機	全 域	<p>建築物の軒下や壁面に接して設置するとともに、色彩は壁面と調和されたものであること。</p> <p>ただし、集団施設地区等、利用上重要で統一された景観形成が必要な地区以外に設置するもので、周辺の風致を乱さないよう小屋に収納する場合、あるいは色彩を周辺の風致と調和させる場合は、この限りでない。</p>
2 木竹の伐採	全 域	<p>①基本方針</p> <p>国有林及び民有林の施業については、「自然公園区域内における森林の施業について」（昭和34年11月9日国発第643号）及び「同(国立公園内の国有林施業に関する協議内容の了解事項)」（昭和48年8月15日環自企第516号）を基本として地域の風致に配慮した施業とする。</p> <p>②留意事項</p> <p>利用地にある枯損木など、利用者の安全の確保が危惧されるもの及び展望の確保上支障のあるもの等の木竹の伐採については、利用の安全確保上必要最小限度の伐採範囲にとどめる。</p>
3 鉱物の掘採及び土石の採取	全 域	<p>地形、地質、化石等の調査研究を目的としたもの以外は許可しない。</p>

行為の種類	地 区	取 扱 方 針
4 広告物等 (1) 指導標、案内板等	全 域	<p>①基本方針 風致景観への支障がないよう考慮するとともに、重複するものは整理統合し、破損又は老朽化したものは撤去する。 なお、案内標識等のデザインは「自然公園等事業に係る公共標識の整備指針」を参考とすること。</p> <p>②規模等 標識類の規模は過大にならないようにし、材料はできる限り木材、石材等の自然の素材を使用する。</p> <p>③色彩 自然の素材の色又はこげ茶の地に白文字とする。ただし、地図、写真等の表示を行う場合は、この限りではない。</p> <p>④留意事項 同一地区内における標識看板類については、デザイン及び色彩を統一させる。</p>
(2) 営業用 広告物	全 域	営業地以外における広告及び看板（野立広告、電柱、鉄塔、アンテナ等掲示広告物等）は認めない。
5 水面の埋立	全 域	道路、漁港、港湾等の公共事業の整備のための埋立に限り認めるが、自然海岸を避けるなど、風致景観に及ぼす影響を極力小さくする。

(2) 公園事業取扱方針

公園事業に関する取扱は、事業決定の内容及び「事業取扱要領」によるほか、次の事業の種類毎の方針に沿って取扱うものとする。

事業の種類	地 区	取 扱 方 針
1 道路（車道）	全 域	<p>①基本方針 快適な公園利用及び交通の安全を確保するため、現道の改良、拡幅整備及び防災工事を進めるが、周囲の風致景観と調和するよう留意する。</p> <p>②その他 付帯施設、修景緑化方法及び残土処理方法等については、(1) 許可、届出等取扱方針の道路に関する取扱方針と同様とする。</p>

事業の種類	地 区	取 扱 方 針
2 道路（歩道）	全 域	<p>①基本方針</p> <p>公園計画に基づく歩道は大部分が整備済みであるが、安全性の確保や利用性の向上の観点から、改良の必要性の高いものから計画的に再整備を行う。</p> <p>歩道の整備に当たっては、線形勾配は現地地形の改変量が少ないものとし、浸食、踏圧等により荒廃が進んでいる箇所については植生復元のための対策を行うとともに、利用者の安全に配慮しつつ、自然に親しめるよう整備する。場合によっては、橋梁や付帯施設も充実させる。</p> <p>なお、案内標識等のデザインは「自然公園等事業に係る公共標識の整備指針」を参考とし、統一して充実を図るとともに、重複するものは整理統合し、破損又は老朽化したものについては、事業執行者が補修、撤去等の適切な管理を行う。</p> <p>②管理方針</p> <p>海釣り等の利用者による原動機付き車両等の歩道侵入については、他の利用者に危険を及ぼすとともに、路面及び周辺植生を荒廃させることが予想されるため、進入を認めないものとする。</p> <p>くずかご、吸いがら入れ等は、十分な管理と回収が可能な場所以外には設置しないこととし、投げ捨て防止のPR、ゴミ持ち帰り運動を推進する。</p>
3 園 地	全 域	<p>①基本方針</p> <p>海浜、樹林地、展望台等各地区の特性を十分考慮し、自然探勝、散策、ピクニック、風景観賞等、人と自然のふれあいが高まるよう園地の整備及び管理を行う。</p> <p>②付帯施設</p> <p>休憩舎、展望施設、便所等の付帯施設は、利用面及び管理面を考慮して適正に配置する。規模、デザイン、色彩及び修景緑化方法等については、（1）許可、届出等取扱方針の建築物に係る方針と同様とする。</p> <p>自然への理解を深め、利用の効果を高めるため、案内板、解説板、指導標等を設置する。</p>

事業の種類	地 区	取 扱 方 針
		<p>なお、案内標識等のデザインは「自然公園等事業に係る公共標識の整備指針」を参考とし、統一して充実を図るとともに、重複するものは整理統合し、破損又は老朽化したものについては、事業執行者が補修、撤去等の適切な管理を行う。</p> <p>③管理方針 危険箇所には防護柵、注意標識等を設置し、利用者の安全確保に努める。くずかご、吸いがら入れ等は、十分な管理と回収が可能な場所以外には設置しないこととし、投げ捨て防止のPR、ゴミ持ち帰り運動を推進する。また、草刈や清掃を定期的実施する。</p> <p>④その他 園地内に民間事業者の食堂、売店等がある場合は、地区全体の風致景観の質の維持・向上のため、それらの新築及び増改築には（１）許可、届出等取扱方針の建築物に係る方針と同様とする。</p>
4 宿 舎	全 域	<p>①基本方針 公園計画がある場合においては、旅館、ホテル及び民宿を公園事業として把握する。規模の大きなもの（収容力50人以上）については、特に把握するよう努める。</p> <p>②その他 規模、デザイン、色彩及び修景緑化方法等については、（１）許可、届出等取扱方針の建築物に係る方針と同様とする。</p>
5 休 憩 所	全 域	<p>①基本方針 自然探勝、散策、ピクニック、風景観賞等、公園利用者の休憩又は飲食が快適に行えるように整備及び管理を行う。</p> <p>②付帯施設 園地、展望施設及び案内所等の付帯施設は、利用面及び管理面を考慮して適正に配置する。</p> <p>③管理方針 危険箇所には防護柵、注意標識等を設置し、利用者の安全確保に努める。くずかご、吸いがら入れ等は、十分な管理と回収が可能な場所以外には設置しないこととし、投げ捨て防止のPR、ゴミ持ち帰り運動を推進する。また、草刈や清掃を定期的実施する。</p>

事業の種類	地 区	取 扱 方 針
		<p>④その他 規模、デザイン、色彩及び修景緑化方法等については、(1) 許可、届出等取扱方針の建築物に係る方針と同様とする。</p>
6 野 営 場	全 域	<p>①基本方針 公園の自然に親しめる滞在拠点として整備し、適切な維持管理を行う。</p> <p>②付帯施設 付帯施設からの汚排水については、海域への影響を軽減するため、処理には十分配慮する。また、無秩序なテント設営や焚火を防止するため施設の配置を検討するとともに案内・解説施設を充実させる。なお、野営場内の建築物及び道路の扱いについては、(1) 許可、届出等取扱方針におけるそれぞれの方針と同様とする。</p> <p>③管理方針 海に面した野営場にあつては、津波の際の避難誘導を始め、安全面に配慮する。</p>
7 水 泳 場	全 域	<p>①基本方針 海面において公園利用者が快適に水泳等を行えるように整備及び管理を行う。</p> <p>②付帯施設 広場、園地及び休憩所等の付帯施設は、利用面及び管理面を考慮して適正に配置する。規模、デザイン、色彩及び修景緑化方法等については、(1) 許可、届出等取扱方針の建築物に係る方針と同様とする。</p> <p>③管理方針 危険箇所には防護柵、注意標識等を設置し、利用者の安全確保に努める。くずかご、吸いがら入れ等は、十分な管理と回収が可能な場所以外は設置しないこととし、投げ捨て防止のPR、ゴミ持ち帰り運動を推進する。また、草刈や清掃を定期的実施する。</p>
8 舟 遊 場	全 域	<p>①基本方針 ア 海面において公園利用者が快適に船遊びを行えるように整備及び管理を行う。 イ ボートの保有隻数は必要最小限とする。</p>

事業の種類	地 区	取 扱 方 針
		<p>ウ ボートの形状及び色彩は奇抜なものを避けることとする。</p> <p>②付帯施設 園地、休憩所及び案内所等の付帯施設は、利用性及び管理面を考慮して適正に配置する。規模、デザイン、色彩及び修景緑化方法等については、(1)許可、届出等取扱方針の建築物に係る方針と同様とする。</p> <p>③管理方針 危険箇所には防護柵、注意標識等を設置し、利用者の安全確保に努める。くずかご、吸いがら入れ等は、十分な管理と回収が可能な場所以外は設置しないこととし、投げ捨て防止のPR、ゴミ持ち帰り運動を推進する。また、草刈や清掃を定期的実施する。</p>
9 駐 車 場	全 域	<p>①基本方針 敷地造成の規模は、必要最小限とする。</p> <p>②付帯施設 園地、休憩所及び案内所等の付帯施設は、利用面及び管理面を考慮して適正に配置する。規模、デザイン、色彩及び修景緑化方法等については、(1)許可、届出等取扱方針の建築物に係る方針と同様とする。</p> <p>③管理方針 危険箇所には防護柵、注意標識等を設置し、利用者の安全確保に努める。くずかご、吸いがら入れ等は、十分な管理と回収が可能な場所以外は設置しないこととし、投げ捨て防止のPR、ゴミ持ち帰り運動を推進する。また、草刈や清掃を定期的実施する。</p>
10 船舶運送施設	全 域	<p>大洋に突き出た唐桑半島と気仙沼湾に抱かれた大島の変化に富んだ海岸線と周辺に点在する岩礁等の海岸景観、さらには海中公園地区の動植物観賞に有効な利用施設として、海からの自然探勝が安全で快適にできるよう整備する。また、観光船からの眺望等に支障のないよう、就航コース周辺においては風致景観の保護を図る。</p>
11 給水施設	全 域	給水需要に対応した施設の拡充を図るものとする。

事業の種類	地 区	取 扱 方 針
12 博物展示施設	全 域	<p>①基本方針 地形、地質、動物、植物、歴史等に関し、公園利用者が容易に理解できるよう、解説活動又は実物標本、模型、写真、図表等を用いた展示を行うものとする。</p> <p>②付帯施設 広場、園地、休憩所等の付帯施設は、利用面及び管理面を考慮して適正に配置する。 自然への理解を深め、利用の効果を高めるため、案内板、解説板、指導標等を設置する。 なお、案内標識等のデザインは「自然公園等事業に係る公共標識の整備指針」を参考とし、統一して充実を図るとともに、重複するものは整理統合し、破損又は老朽化したものについては、事業執行者が補修、撤去等の適切な管理を行う。</p> <p>③管理方針 危険箇所には防護柵、注意標識等を設置し、利用者の安全確保に努める。くずかご、吸いがら入れ等は、十分な管理と回収が可能な場所以外は設置しないこととし、投げ捨て防止のPR、ゴミ持ち帰り運動を推進する。また、草刈や清掃を定期的実施する。</p> <p>④その他 規模、デザイン、色彩及び修景緑化方法等については、(1)許可、届出等取扱方針の建築物に係る方針と同様とする。</p>

4. 地域の開発整備に関する事項

(1) 自然公園施設

A 集団施設地区

各集団施設地区の利用形態及びそれに基づく公園利用施設の整備方針は次のとおりである。

集団施設地区名	利用形態及び施設整備方針
<p>1 <small>ごいし</small> 基石海岸</p>	<p>本公園南部の利用拠点として集団施設地区に指定され、岩手県、大船渡市及び民間事業者により園地、駐車場、宿舎、野営場、博物館、休憩所等が整備されている。本地区は、優れた海食崖景観の探勝及び休憩等立寄り型の利用が主体であるため、今後は自然探勝はもとより、野営、海水浴等の野外レクリエーション、宿泊利用に重点を置いて滞在型の利用拠点を目標とする。</p> <p>ア 現公共駐車場及び野営場から北側の大浜、田ノ尻浜に面する一帯を滞在型の利用基地として宿泊施設、漁村生活体験施設並びに海水浴、磯遊び、野外スポーツ等の野外レクリエーション施設を整備する。</p> <p>イ 野営場は、小中学生の団体や家族の利用が多いので、それに対応した施設となるよう再整備を行う。</p> <p>ウ 海食崖景観の探勝及び休憩利用のための園地として歩道、四阿、解説板、便所等が整備されている。探勝、休憩利用を充実させるため林間広場や案内板、歩道の改良等の再整備並びに老朽施設及び安全施設の再整備を行う。</p> <p>エ 公共駐車場は、利用最盛期には混雑が見られるため、現在の駐車場周辺に利用可能な箇所を選定して整備を進め、利用分散を図る方策を検討する。</p> <p>オ 園地に隣接して、地質、地史の展示に特色のある市立博物館が整備されている。本地区の中核施設として、また教化施設として重要であることから、駐車場、集合広場等の周辺整備を行い、利用の促進を図る。</p>
<p>2 <small>からくわおさき</small> 唐桑御崎</p>	<p>唐桑半島の突端にあり、板状節理のある黒色粘板岩の地層や海食崖、海食棚の景観に優れ、タブノキ、モミ、トベラ等暖帯性の自然林も見られることから自然探勝の利用拠点となっている。</p> <p>集団施設地区計画に基づき宮城県、唐桑町、民間事業者により国民宿舎とビジターセンター及び津波体験館を中心として駐車場、園地、野営場等が整備されている。自然とのふれあいやビジターセンターを中心とした自然探勝、自然学習の利用を充実させるため計画的に事業を進める。</p>

集団施設地区名	利用形態及び施設整備方針
	<p>ア 自然解説板、案内板、リーフレット等を整備し、自然研究路を充実させることによって、ビジターセンターからの利用の一体化及び増進を図る。</p> <p>イ 地区内の好展望地には、広場を設ける。</p> <p>ウ 野営場は、自然探勝の基地として重要なものであり、家族利用等幅広い利用形態に対応できるよう再整備を行う。また、快適な利用環境とするため必要最小限の除伐を行う。</p>
<p>3 <small>けせんぬまおしま</small> 気仙沼大島</p>	<p>本公園の南の玄関口にあたる気仙沼湾に浮かぶ離島で、大初平地区に休暇村を中心とする野外レクリエーションの利用拠点として集団施設地区が指定され、計画に基づき環境省、宮城県、(財)休暇村協会により園地、野営場、運動広場、バースハウス、宿舎等が整備されている。野外レクリエーション利用を一層充実させる。</p> <p>ア 野営場は、利用者の利便性を考慮し、フリーテントサイトを始めとする施設の再整備を行う。</p> <p>イ 園地は、展望広場、園路、解説板、案内標識等の再整備を行う。</p> <p>ウ 田中浜の海水浴場としての適正な利用を促進するため、背後地の利用を含め関係機関の調整を行う。</p> <p>エ 自然とのふれあい利用を促進するため磯遊びやシュノーケリング等の利用普及を図る。</p>

B 集団施設地区以外の利用地区

地区名	整備方針
浪板海岸地区	<p>夏の海水浴利用が主で、休憩所、シャワー棟等の園地施設のほか、炊事場等の野営場施設、吉里への連絡歩道、民間宿舎等が整備されている。快適な公園利用を促進するため老朽化施設の再整備を行う。</p>
筋山地区	<p>リアス式海岸地形を展望できる地区であり、展望台等の園地施設が整備されている。このほかに、森林を生かした自然とのふれあいの場として林内散策路等を整備する。</p>
鎧崎地区及び早坂峠地区	<p>両地区とも海岸線を観賞する良好な場所であることから、展望園地として四阿、園路等を整備する。</p>

地 区 名	整 備 方 針
青出浜地区及び尾崎地区	尾崎半島には東北自然歩道が整備されていることから、相互に連携した利用ができるよう関係施設を整備する。特に青出浜は釜石港からの遊覧船が発着する場所なので尾崎半島の案内機能を充実させる。
千歳地区	比較的到達性の良い千歳海岸は、アカマツに覆われた岩礁景観が見事で、地区内には民宿もあり、探勝利用を促進するため歩道、休憩所等を整備する。
首崎地区	太平洋に突き出た首崎先端部は、雄大な外洋、海食崖、半島等絶好の展望地となっている。展望利用を促進するため歩道、展望休憩所等を整備する。また、本地区はアカマツとハマギク、コハマギク、ハイビヤクシン等の海岸植物やホンシュウジカ、渡り鳥、森林性の鳥類等動物相も豊富で自然性の高い地区である。したがって動植物等の自然とのふれあいや自然学習の場としても利用できるように整備内容を検討する。
綾里崎地区	太平洋に突き出た綾里崎先端部は、外洋や半島の好展望地となっている。展望利用を促進するため到達道路の改良、歩道、展望施設等を整備する。
長磯地区	大船渡湾口防波堤の南に位置する地区で、水族館、宿舎等が計画されている。穴通磯からも近く、優れた風致を維持しているので、施設の整備には規模等に十分配慮し、統一された外観を持つよう意匠に留意する。
穴通磯地区	碁石海岸のシンボリック存在の穴通磯を展望する地区であるが、他地区との連携が悪く、孤立した利用形態となっているため、碁石海岸集団施設地区間の歩道の再整備を行う。また案内施設等の充実により園地利用を促進する。
蛇ヶ崎地区	一帯が国の天然記念物に指定されている。快適な利用ができるよう展望の確保等、適切な維持管理を行う。
黒崎地区	南部陸中海岸を探勝するための滞在拠点として整備する。 駐車場、公衆便所等が整備されているが、黒崎釜ヶ崎線道路（歩道）の利用を促進するため老朽化施設の再整備を行う。

地 区 名	整 備 方 針
広田崎地区	ウミネコの繁殖地として有名な椿島と景観に優れた青松島が間近にあるが、これらを展望、観察及び解説する施設が不足しているため、解説展示機能を持った休憩所等、自然学習を目的とした園地整備を行う。
巨釜・半造地区	唐桑半島で最も利用の多い地区で海食崖及び岩礁景観の探勝利用が主となっている。駐車場、園地、休憩所等が整備されており、快適で安全な利用ができるよう維持管理を行う。
亀山地区	リアス式海岸地形が手に取るように分かる好展望地で、快適で安全な利用ができるよう維持管理を行う。
小田ノ浜地区	松崎、小前見島に囲まれた波の穏やかな砂浜があり、海水浴場として利用されている地区で、歩道の起終点でもあることから、これらの利用を促進するため四阿等を整備する。
新王平地区	新王平地区は対面海上に大前見島、小前見島があつて景観の優れた場所であり、歩道の起終点でもあることから、案内、解説等の機能を充実させた園地を整備する。
龍舞崎地区	大島の南端にあり、岩礁が点在する地区である。岬に至る園路が単線であるため、周回用の園路を整備して利用を促進する。
岩井崎地区	到達性のよい園地であり、自然とのふれあいの場として公園区域外にある展示施設と一体になった利用を促進するほか、老朽化した園路や、休憩施設等の整備を行う。

C 海中公園地区

本地域内には3ヶ所の海中公園地区が指定されている。このうち、大前見島及び小前見島周辺の1号・2号地区においては、気仙沼大島の小田ノ浜東側の長崎漁港から民間事業者によるグラスボートの就航があり、海中公園地区の観賞利用がなされている。海中の景観は、ホンダワラ、スガモ等の海藻類が主なため色彩的には地味な印象を与えるが、アワビ、ウニなど食物となる身近な生物も豊富に生息していることから、これらをスポット式にグラスボートで見せる工夫やリーフレットの活用等利用効果を高めるよう関係者を指導する。また、海中公園地区に隣接する陸域の新王平周辺に海中公園を解説展示する機能を持った施設や休憩所等の園地整備を行う等、陸域と一体化した利用方策を検討する。

巨釜半造周辺の3号地区では、探勝歩道からの展望利用しか行われていないため、今後有効利用について検討する。

(2) 一般公共施設

① 地域の生活及び産業の基盤となる道路、漁港、海岸保全施設、治山等の事業と国立公園の計画との調整を有効かつ円滑に進めるために、県及び市町村の公共事業担当部局との間で事業の調整を実施する。

② 各公共事業は、次の施設の種類毎の方針に沿って取扱う。

ア 漁港施設

当該施設は、この地域の基盤産業である漁業と密接に関わるものであり、その必要性は理解されるが、海岸景観の保全に重大な影響を及ぼす施設であるので、施設の整備計画の決定及び事業実施に当たっては、次の点に留意して事前に十分な調整を行う。

(ア) 自然海岸又は海水浴等、現に利用が多い地域への計画区域拡張並びに事業実施は、必要最小限にとどめる。

(イ) 外郭防波堤、沖防波堤等については、設置に伴う潮流の変化等が予想される場合は、周辺の自然環境に支障が生じないよう留意する。

(ウ) 主要な利用拠点又は利用動線から望見される箇所については、特に景観配慮に留意する。

イ 港湾施設

前項の漁港施設の取扱方針に準ずる。

ウ 海岸保全施設

国土保全、災害防止等の公共性は理解されるが、海岸及び海浜景観の保全に広範囲にわたり重大な影響を及ぼすものであり、事業実施に当たっては、次の点に留意して事前に十分な調整を行う。

(ア) 事業実施の範囲は、原則として現に災害が発生した場所あるいは災害発生の危険性が高いことが資料等によって明らかにされた場所であること。

(イ) 必要最小限の規模であって、海浜景観の保全に配慮された工法、設計であること。

(ウ) 施設設置に伴い潮流の変化等が予想される場合は、周辺の自然環境に支障が生じないよう留意すること。

(エ) 海水浴等、現に利用者が多い地域にあつては、その利用に配慮された工法、設計であること。

5. 土地及び事業施設の管理に関する事項

(1) 国有財産の管理

気仙沼大島集団施設地区内の土地及び施設の清掃等日常的維持管理は、(財)休暇村協会の協力を得ており、今後とも同協会の協力の下にきめ細かい適正な管理を行う。

(2) その他の土地又は事業施設の管理

県及び市町村等が整備した園地、駐車場、公衆便所、歩道等の公園利用施設の管理は、各事業執行者が実施しているが、施設の老朽化、破損等により設置目的を達成できず、利用環境を損なうことのないよう、また危険がないか定期的に施設の点検に努め、必要な措置を講じる。

なお、清掃等の管理は、各事業執行者が実施しているが、国立公園内の風致の維持と良

好な利用環境の確保に有効であるので、今後とも地元の清掃団体等と協力して、管理の強化を図る。

6. 利用者の指導に関する事項

(1) 自然解説に関する事項

① 自然に親しむ運動

本地域では、春のカタクリ観察会、初夏のニッコウキスゲ観察会等の自然ふれあい行事を実施している。また、休暇村におけるファミリーキャンプ、耐寒ハイキング、海の自然教室、ビジターセンターにおける野鳥・鳴り砂等の自然観察会、気仙沼市における自然探勝のつどい、自然に親しみ学習するための活動が独自に実施されている。これらの行事は自然とのふれあいや自然についての理解を深める上で好ましい企画なので、今後とも内容の充実と行事の定着化に努める。

② ビジターセンターの運営

自然の紹介、解説をするための施設として唐桑御崎集団施設地区に「唐桑半島ビジターセンター」が宮城県により整備され、昭和59年から開館している。同センターでは、唐桑半島を中心とする自然及び人文の特質を写真パネル、ビデオテープ、各種模型等により分かりやすく紹介・解説し、併せて自然保護思想及び公園の適正利用の普及教化を図っている。また、併設する津波体験館（博物展示施設）は、映像と振動により三陸地域を襲った津波を擬似体験することができる日本で唯一の施設となっており、特色ある利用がなされている。同センター及び津波体験館は、宮城県と唐桑町で構成する「唐桑半島ビジターセンター等運営協議会」で定められた方針に基づいて運営されている。このように、同センターは国立公園の情報サービス及び教化施設として重要な利用施設となっている。したがって同センターの活用にあたっては今後とも利用率の向上及び展示内容、配付印刷物の充実並びに自然解説活動の活性化を図る。

③ 自然解説パンフレット等の作成

自然歩道探勝のガイドマップ、セルフガイド方式の自然解説冊子等は、自然歩道のPRとともに楽しみながら自然に対する理解を深めることができるので、歩道の再整備計画にあわせ関係機関と協力して作成を進める。

(2) 利用者の規制

① 野営の規制

本地域における無秩序な野営は、植生の破壊、ゴミの散乱、営火による山火事の危険等の問題があるので、指定された野営場以外の場所においては、土地管理者及び関係機関の協力により禁止等の規制措置を図る。

② 立売の規制

公園内における立売行為は、快適な利用を阻害し、利用者への不快の念を抱かせ、ゴミ処理、衛生管理上等の問題もあるので、土地所有者、各施設管理者、警察等と調整の上で必要な規制を行う。

③ 騒音の規制

国立公園にふさわしい快適な利用を阻害する騒音（営業施設及び遊覧船から発せられる音楽等）は利用者に不快の念を与える場合が多いので、音量や時間帯等について十分配慮

するよう指導する。

(3) 利用者の安全対策

歩道、園地等利用地区においては施設管理者及び関係機関が協力して危険箇所の点検を定期的に行い、必要に応じて注意標識、安全確保のための施設を設置する等、快適で安全な公園利用を確保するため適切な措置を講じる。そのためには、自然公園指導員及び岩手県の委嘱する自然公園保護管理員等と連絡を密にし、各種機会を通じて現況の把握に努める。

7. 地域の美化修景に関する事項

(1) 美化清掃計画

国立公園内における美化清掃の必要性は、地域住民以外の公園利用者に起因し、しかも必要とする地域は清掃責務を明確にできない海岸地、山林、園地等の場所であることから、これらの業務は国・県・市町村及び地元関係業者が各々分担して行っている。本地域においては、このような方式で大船渡市（岩手の国立公園をきれいにする会大船渡支部）、陸前高田市（同陸前高田支部）、気仙沼市及び唐桑町（宮城県陸中海岸国立公園開発推進協議会）において各地区の清掃業務や、クリーンキャンペーン等の普及啓発活動を行っている。しかし、美化清掃事業は支出に対する人件費の割合が高く、限られた予算の中で効率のよい事業活動が求められている。本来的にはゴミの発生を少なくすること、及びゴミの投棄をなくすことが肝要であるので、ゴミ持ち帰りのPRに努める。

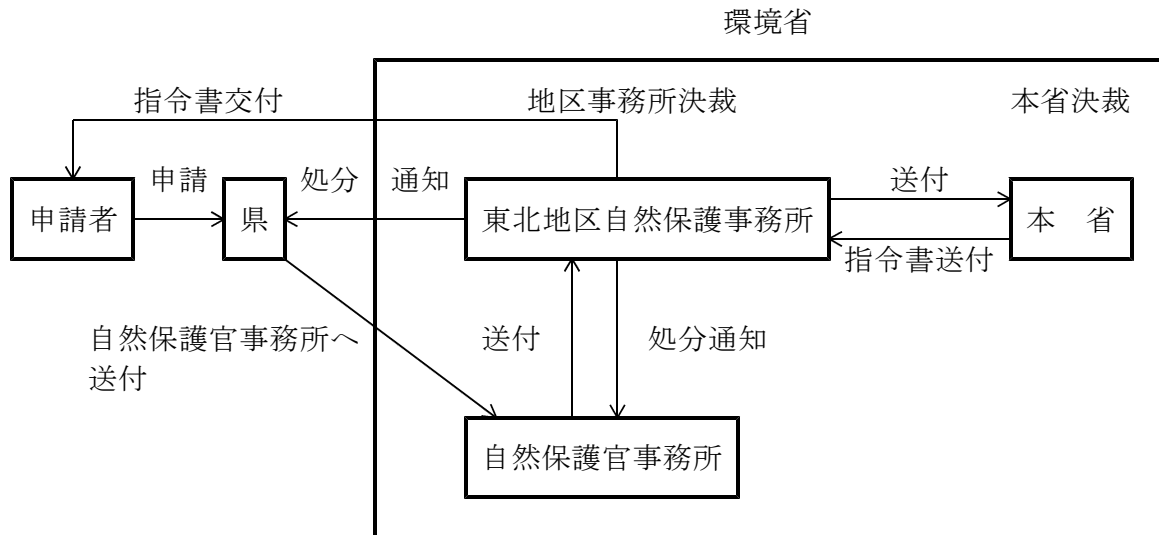
(2) 修景緑化計画

- ① 本地域は古くから人為の影響を受けており、集落、田畑、漁港、林業等集約的に土地利用がなされ、自然植生は少ない。反面、潮害防備のためのクロマツ、アカマツ植林やヤブツバキの防風林などの育成が行われてきた。こうした特性に鑑み、本地域の修景緑化には公園利用者の目にふれやすい展望地や広がりのある園地、道路沿線や建物の周囲等に、クロマツ、アカマツ、ヤブツバキ等の樹種を極力植栽し育成する。
- ② 法面等、工事によって生じた裸地の処理は、3.（1）許可、届出等取扱方針の道路に係る修景緑化の項の取扱方針と同様とする。

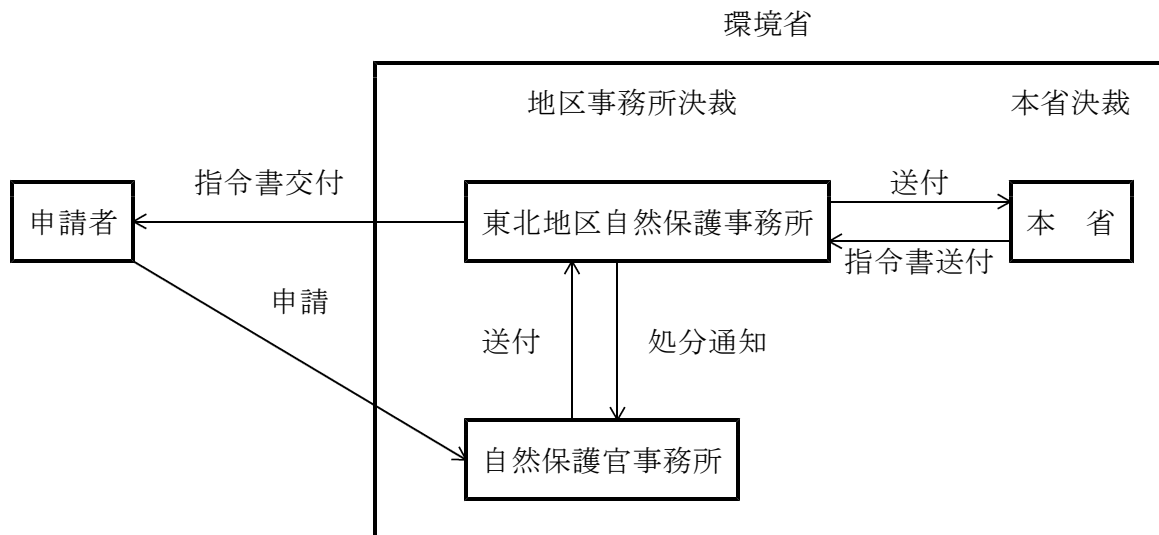
(関係資料-1)

申請書の進達及び指令書交付ルート
(自然公園法施行令附則第5項の規定に基づく書類の送付の実施方法)

法定受託事務受託県



その他の県

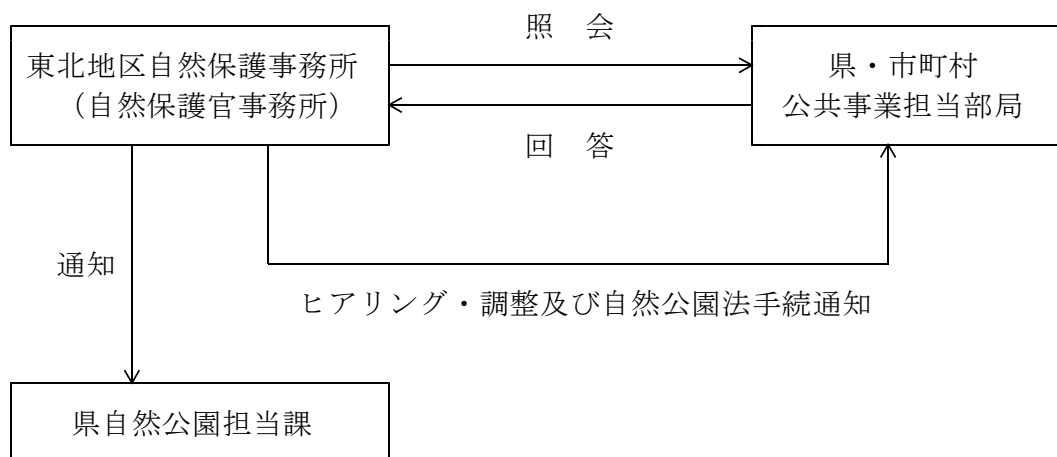


申請書の環境省への送付部数
本省決裁 3部
地区事務所決裁 2部

(関係資料-2)

一般公共事業施設整備との調整

1 次年度公共事業計画との調整



2 公共事業長期整備計画等との調整

次の各計画立案時に、東北地区自然保護事務所及び県の自然公園担当部局と調整を行う。

- (1) 漁港整備長期計画
- (2) 港湾整備長期計画 (重要漁港)
- (3) 海岸環境整備事業計画
- (4) 林道事業 (補助金にかかる私有林道)
- (5) 国有林の地域施業計画
- (6) 私有林の地域森林計画

陸中海岸国立公園のあゆみ

年 月 日	記 事
昭和6年4月1日	国立公園法制定
昭和8年3月3日	三陸大津波襲来
昭和8年	学術調査団宮古訪問 学術調査団に本田静六氏国立公園委員会委員を兼務する団員が多かったことから宮古町長松一男氏「浄土ヶ浜国立公園」指定について陳情を行う。
昭和9年12月26日	陸前高田市広田町「椿島ウミネコ繁殖地」が国の天然記念物に指定される。
昭和10年12月24日	釜石市鶴住居町「三貫島オオミズナギドリ及びヒメクロウミツバメ繁殖地」が国の天然記念物に指定される。 宮古市崎鍬ヶ崎「日出島クロシジロウミツバメ繁殖地」が国の天然記念物に指定される。
昭和11年2月1日	十和田国立公園指定
12月16日	陸前高田市小友町「蛇ヶ崎」が国の天然記念物に指定される。
昭和12年6月15日	大船渡市末崎町「碁石海岸」が国の名勝に指定される。
昭和13年12月14日	岩泉町岩泉「岩泉湧窟及びコウモリ」が国の天然記念物に指定される。
昭和14年9月7日	大船渡市末崎町「館ヶ崎角岩岩脈」が国の天然記念物に指定される。 宮古市崎鍬ヶ崎「崎山のローソク岩」が国の天然記念物に指定される。 宮古市崎鍬ヶ崎「崎山の潮吹穴」が国の天然記念物に指定される。
昭和15年11月13日	陸前高田市高田町「高田松原」が国の名勝に指定される。
昭和18年8月27日	大船渡市大船渡町「珊瑚島」が国の名勝に指定される。
昭和23年6月1日	宮古観光協会設立。宮古市長中屋重治氏、常務理事駒井正三氏、盛合要之助氏が中心となり国立公園指定の運動をはじめ。これに呼応し、普代村長和村幸得氏、田野畑村長大澤預治郎氏、青木松太郎氏、小本村長八重樫良雄氏、田老町長久保利七氏、山田町三浦寅三氏の各氏が連係して運動を展開した。
昭和23年7月	東京大学教授の藤島亥次郎博士の紹介で国立公園中央審議会委員田村剛博士が浄土ヶ浜、姉ヶ崎、重茂半島を視察し、奇岩奇勝の自然景観を誇る陸中海岸を激賞する。 国立公園候補地として注目を浴びる。
9月	国立公園中央審議会委員本田正次博士陸中海岸を視察。
昭和24年8月	国立公園中央審議会委員武田久吉博士、村井米子博士陸中海岸を視察。
10月	岩手県観光連盟において、国立公園候補地に「八幡平」を、国定公園候補地に「三陸海岸」を決定。

年 月 日	記 事
昭和25年 7 月 30日	毎日新聞社の主催により「新日本観光地百選」公募。 毎日新聞社盛岡支局長若月五郎氏と宮古通信部庄司初米氏の奨めで三陸海岸は「三陸フィヨルド」として観光地百選に立候補。宮古観光協会駒井正三氏が中心となり運動をはじめる。 岩泉町、田老町、田野畑村、小本村、大川村、小川村、有芸村、安家村等の各町村長に協力要請を行う。田野畑村長畠山貞作氏即座に10万円を寄付（郵便はがき1枚2円50,000枚分）。
昭和25年 9 月 15日	「新日本観光地百選」投票締切、発表。海岸の部に「三陸フィヨルド」が2位入選。一躍世の脚光を浴びる。 海岸の部 1位 和歌の浦 1,406,208票 2位 三陸フィヨルド 1,369,463票 3位 九十九島 1,324,477票 山岳の部 1位 蔵王 2,330,676票 2位 達磨山 1,074,252票 3位 霧島 953,798票 5位 八幡平 606,393票
昭和26年11月26日	国立公園中央審議会に対し国立公園候補地の選定を諮問。
昭和27年 7 月 5日	国立公園中央審議会会長下村海南博士一行が宮古訪問。3日間にわたり三陸海岸を調査。国立公園として極めて有望と発言。
昭和27年 7 月 20日	多年の懸案である三陸海岸の国立公園指定の実現を期し、積極的に運動を展開するため任意団体である宮古観光協会を発展的に解散し社団法人宮古観光協会を設立すべく第1回発起人会が開催される。
8 月 9 日	昭和26年11月26日の諮問に対し国立公園中央審議会から答申がなされ、「国立公園候補地」となる。 田村剛博士の功績を讃え、宮古市において浄土ヶ浜に展望所「剛台」を設置する。
昭和29年 4 月 5日	宮古市鉾ヶ崎「浄土ヶ浜」が県の第1号の名勝に指定される。山田町船越「船越海岸」が国の名勝に指定される。 山田町船越「タブノキ自生地」が県の天然記念物に指定される。 田野畑村北山「田野畑シロバナシャクナゲ群落」が県の天然記念物に指定される。
昭和29年 6 月 15日	国立公園中央審議会委員田村剛博士一行、厚生省国立公園部計画課長石神甲子郎氏と共に浄土ヶ浜を中心に大船渡市から田野畑村まで4日間にわたり調査。
8 月 4 日	国立公園中央審議会委員辻村太郎博士一行、4日間にわたり三陸海岸を調査。
8 月 8 日	国立公園中央審議会委員吉坂俊蔵博士一行、三陸海岸を調査。「三陸海岸」の名称より「陸中海岸」が適切を発言。
8 月 24日	新宿御苑において国立公園中央審議会が開催され、「三陸海岸」を「陸中海岸」と名称を改めて国立公園に内定。

年 月 日	記 事
8月27日	宮古市において、陸中海岸国立公園内定祝賀行事が開催される。
9月25日	社団法人宮古観光協会が運輸省から設立認可を受ける。
10月16日	厚生省国立公園部計画課長千家 磨氏ほか陸中海岸国立公園調査団一行、16日から26日まで、釜石市から普代村まで調査。
昭和30年5月2日	陸中海岸国立公園指定（厚生省告示第110号）＜下閉伊郡普代村松磯から釜石市大根崎まで＞。
	宮古市において陸中海岸国立公園指定祝賀行事開催される。
昭和31年7月10日	陸中海岸国立公園指定記念郵便切手「浄土ヶ浜」及び「北山崎」発表。
昭和31年7月10日	十和田国立公園に八幡平地区が追加、十和田八幡平国立公園となる。
昭和32年5月8日	大船渡市日頃市町「樋口沢ゴトランド紀化石産地」が国の天然記念物に指定される。
6月1日	国立公園法が廃止され、自然公園法（昭和32年法律第161号）が制定される。
昭和34年3月17日	田老町「佐賀部のウミネコ繁殖地」が県の天然記念物に指定される。
8月31日	唐桑町「巨釜半造」が県の名勝に指定される。
	気仙沼市岩井崎「岩井崎石灰岩化石」が県の天然記念物に指定される。
9月17日	陸中海岸国立公園協会設立。
10月1日	厚生省陸中海岸国立公園宮古管理員事務所開設。
昭和35年5月24日	チリ地震津波襲来
昭和36年5月8日	久慈海岸、平庭高原県立自然公園に指定される。
12月	陸中海岸国立公園に岩手県南部及び唐桑・気仙沼を追加指定するよう関係市町村運動。
昭和39年6月1日	陸中海岸国立公園区域拡張（厚生省告示第243号）＜釜石市大根崎から気仙沼市岩井崎まで＞。
昭和41年3月8日	田野畑村松前沢「田野畑の白亜紀化石産地」が県の天然記念物に指定される。
昭和44年6月6日	陸前高田市広田町「青松島」が県の天然記念物に指定される。
	田野畑村浜岩泉「イワタバコ北限自生地」が県の天然記念物に指定される。
昭和45年11月25日	陸中海岸国立公園に久慈・野田を追加指定するよう関係市町村運動。
昭和46年1月22日	陸中海岸国立公園区域拡張（厚生省告示第10号）＜久慈市北侍浜から野田村玉川まで＞。
	気仙沼市及び唐桑町地先海面に海中公園地区（3ヶ所）指定。
昭和46年7月1日	環境庁設置。自然公園法の所掌が厚生大臣から環境庁長官に移管される。
昭和49年4月10日	宮古国民休暇村開設。
5月21日	天皇・皇后両陛下が21・22の両日宮古市にご滞在、陸中海岸の自

年 月 日	記 事
昭和50年 8月 1日	然景観を觀賞される。松尾村で開催された第25回全国植樹祭ご出席の後、立ち寄られたもの。
10年 1日	第17回自然公園大会が1・2の両日陸中海岸国立公園宮古地区で開催、常陸宮殿下、同妃殿下ご出席される。
昭和53年11月 2日	環境庁陸中海岸国立公園碁石海岸管理員事務所開設。
昭和59年 4月 1日	気仙沼大島国民休暇村開設。
7月25日	三陸鉄道開業。
昭和60年 5月 2日	第26回自然公園大会が25・26の両日陸中海岸国立公園気仙沼地区で開催、常陸宮殿下、同妃殿下ご出席される。
昭和63年 3月	陸中海岸国立公園指定30周年記念式典、祝賀会等が2・3の両日宮古市において開催。
平成元年 3月30日	陸中海岸国立公園管理計画策定。
平成 4年 3月23日	「さんりく・リアス・リゾート」基本構想承認。
7月	田野畑村において景観条例制定。
平成 5年 3月16日	宮古市、釜石市及び山田町を会場として三陸海の博覧会開催。
10月26日	三陸縦貫自動車道のうち大船渡市・三陸町間の部分供用開始。
平成 6年 7月 1日	岩手県において「岩手の景観の保全と創造に関する条例」制定。
11月 7日	環境庁十和田八幡平国立公園管理事務所が東北地区国立公園・野生生物事務所に、碁石海岸管理官事務所が大船渡管理官事務所に改組。
平成 7年 3月	陸中海岸国立公園に係る公園計画再検討（環境庁告示第83～87号）。
平成12年 3月31日	陸中海岸国立公園管理計画改訂。
4月 1日	陸中海岸国立公園に係る公園計画の変更（第1回点検 環境庁告示第26～28号）。
平成13年 1月 6日	東北地区国立公園・野生生物事務所が東北地区自然保護事務所に、宮古管理官事務所が宮古自然保護官事務所に、大船渡管理官事務所が大船渡自然保護官事務所に改組。
平成15年 3月	中央省庁再編により環境庁が環境省へ組織改編。
	陸中海岸国立公園管理計画改訂。